

令和元年第3回議会定例会会議結果

1	定例会・臨時会の別	第3回定例会
2	開会	令和元年 9月 6日
3	閉会	令和元年 9月12日
4	会期	7日 (うち会期延長日なし)
5	議員の出席	6日 出席10名 欠席 0名 12日 出席11名 欠席 0名
6	議案件数	11件
7	議決の状況	(1)原案可決 6件 (2)原案認定 2件 (3)原案承認 1件 (4)原案同意 1件 (5)報告済 7件 (6)採 択 0件
8	法第99条の意見書	0件
9	委員会	決算審査特別委員会付託件数 2件
10	その他	傍聴者 6日15名 12日 0名
11	会議書の写し	別紙のとおり添付
12	議案書の写し	別紙のとおり添付

令和元年 第3回南幌町議会定例会（1日目） 会議録

令和 元年 9月 6日（金）
午前 9時30分 開 会

1. 出席議員

1番	内 田 恵 子	2番	佐 藤 妙 子
3番	熊 木 恵 子	4番	西 股 裕 司
5番	志賀浦 学	6番	本 間 秀 正
7番	石 川 康 弘	8番	菅 原 文 子
9番	川 幡 宗 宏	10番	木 村 修 治
11番	側 瀬 敏 彦		

2. 欠席議員 なし

3. 会議録署名議員

5番 志賀浦 学 8番 菅 原 文 子

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局長 山 内 貢 事務局主査 光 永 晋

5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長 三 好 富士夫 教 育 長 小笠原 正 和
監 査 委 員 角 畠 徹

6. 町長の委任を受けて出席した説明員

副 町 長	大 崎 貞 二	総 務 課 長	小 林 史 典
まちづくり課長	藤 木 雅 彦	住 民 課 長	笠 原 大 介
税務課長兼出納室長	松 田 秀 則	保 健 福 祉 課 長	佐 藤 由 美 子
産業振興課長	黒 島 滋 規	都 市 整 備 課 長	尾 暮 靖 志
病院事務長	原 田 光 一		

7. 教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課長 浅 野 茂

8. 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

書記長（総務課長） 小 林 史 典

9. 公平委員会委員長の委任を受けて出席した説明員
公平委員会事務員（総務課長） 小林 史典
10. 農業委員会長の委任を受けて出席した説明員
農業委員会事務局長 砂田 隆樹
11. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

令和元年 第3回南幌町議会定例会（2日目） 会議録

令和 元年 9月12日（木）
午前 9時30分 開 会

1. 出席議員

1番	内 田 恵 子	2番	佐 藤 妙 子
3番	熊 木 恵 子	4番	西 股 裕 司
5番	志賀浦 学	6番	本 間 秀 正
7番	石 川 康 弘	8番	菅 原 文 子
9番	川 幡 宗 宏	10番	木 村 修 治
11番	側 瀬 敏 彦		

2. 欠席議員 なし

3. 会議録署名議員

5番	志賀浦 学	8番	菅 原 文 子
----	-------	----	---------

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局長	山 内 貢	事務局主査	光 永 晋
------	-------	-------	-------

5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	三 好 富士夫	教 育 長	小笠原 正 和
監 査 委 員	角 畠 徹		

6. 町長の委任を受けて出席した説明員

副 町 長	大 崎 貞 二	総 務 課 長	小 林 史 典
まちづくり課長	藤 木 雅 彦	住 民 課 長	笠 原 大 介
税務課長兼出納室長	松 田 秀 則	保 健 福 祉 課 長	佐 藤 由 美 子
産業振興課長	黒 島 滋 規	都 市 整 備 課 長	尾 暮 靖 志
病院事務長	原 田 光 一	振 興 公 社 専 務	池 田 進 治

7. 教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課長	浅 野 茂
--------	-------

8. 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

書記長（総務課長）	小 林 史 典
-----------	---------

9. 公平委員会委員長の委任を受けて出席した説明員
公平委員会事務員（総務課長） 小林 史典
10. 農業委員会長の委任を受けて出席した説明員
農業委員会事務局長 砂田 隆樹
11. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

議 長

おはようございます。

本日をもって召集されました令和元年第3回南幌町議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員数は10名でございます。本間議員につきましては遅刻の申し入れがなされております。直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

●日程1 会議録署名議員の指名を行います。指名につきましては、会議規則第125条の規定により議長において指名をいたします。

5番 志賀浦 学議員、8番 菅原 文子議員、以上御兩名を指名いたします。

●日程2 会期の決定をいたします。

先に議会運営委員会委員長から本定例会の運営についての報告の申し出がありましたので、これを許します。

9番 川幡 宗宏議員。

川幡議員

議長の許可をいただきましたので、令和元年第3回議会定例会の運営について、去る8月30日に議長出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。議会事務局より本定例会の提案議案等の概要について説明を受けるとともに、日程及び運営について協議いたしました。本定例会に付議される案件は、議会提案として各委員会所管事務調査1件、町からは平成30年度決算認定2件、条例関係3件、令和元年度会計補正予算2件、人事議案1件、報告案件2件であります。以上、提案案件全般につきまして審議いたしました結果、本定例会の会期は本日9月6日から9月13日までの8日間とすることで意見の一致を見ております。最後に、議会運営に特段のご協力をいただきますようお願い申し上げ、議会運営委員長報告といたします。

議 長

お諮りいたします。ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり、本定例会の会期は、9月6日から9月13日までの8日間といたしたいと思っておりますが御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本定例会は9月6日から9月13日までの8日間と決定をいたしました。

●日程3 諸般報告をいたします。

・1番目 南幌町議会まちづくり特別委員会副委員長の選任報告をいたします。南幌町議会まちづくり特別委員会委員長より副委員長に菅原 文子議員が互選された旨報告がありましたので、これをもって報告といたします。

・2番目 会務報告は、御手元に配布したとおりでございます。

これをもちまして報告済みといたします。

・3番目、例月出納検査結果報告は、監査委員より令和元年5月分、6月分及び7月分の例月出納検査結果の報告がありました。その内容については、御手元に配布したとおりでございます。

これをもちまして報告済みといたします。

・4番目、平成30年度南幌町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告については、教育委員会より報告がありました。その内容については、御手元に配布したとおりでございます。これをもちまして報告済みといたします。

・5番目 町長一般行政報告をいたします。町長。

町 長

本議会定例会にあたり1件の行政報告を行います。農作物の生育と収穫の状況について御報告します。本年は5月から7月にかけて、雨が少なく干ばつ傾向で

したが全般的に天候に恵まれ気温の高い日が続き、農作物の生育は順調に推移しています。基幹作物の水稲については既に一部で刈り取り作業が始まっており、これから最盛期を迎えます。空知農業改良普及センター空知南西部支所の9月1日現在の作物状況調査によりますと、水稲は平年より1日早く、いもち病の発生は見られません。また、8月30日付け農林水産省北海道農政事務所が公表した米の作柄については、南空知はやや良と見込まれております。小麦は既に収穫調整作業を終えており、収量は平年と比較して多く、品質も良好です。豆類、てん菜は出芽期・定植期の少雨の影響がありましたが、現在のところ順調な生育状況となっています。キャベツ、ブロッコリーなどの野菜の状況は、収量品質は平年並みで、価格につきましては平年よりやや低い価格で推移している状況です。以上のように、各作物間の多少の差はありますが、今後は天候が順調に経過し、無事に収穫作業が終えられるよう関係機関・団体と連携しながら適切な対応に努めてまいります。以上、一般行政報告といたします。

議長

以上で、町長一般行政報告につきましては報告済みといたします。室内が暑くなっておりますので、上着を脱ぐこと、また扇子等を使うことを許可いたします。

●日程4 一般質問を行います。

本定例会の一般質問通告者は3名でございます。一般質問につきましては通告順に行います。

熊木議員

3番 熊木 恵子議員。

町長に2問の質問を行います。まず1問目。誘客交流拠点施設整備事業について。本年第2回定例会でも質問いたしました。先日の全員協議会に示された資料によると、事業手法について公民連携による方式も視野に入れ、基本・実施設計を公募型プロポーザルで行うDBO方式も含め検討していると報告がありました。また、これまでの経過説明や意見集約として職員説明会、行政区長会議への説明、教育委員会意見交換会、若手職員意見交換会、大学生との意見交換、子育て世代等ヒアリングなどが行われ、アイデアや要望が示されました。この事業は、本町を取り巻く環境の大きな変化により、子育て世代の移住定住を加速させ多くの人の流れが期待できることから、子育て世代をターゲットに新たな施策として町内外の利用者がともに交流できる拠点施設となることを目的とされています。2020年または2023年度オープンに向け実施設計などが進められようとしていますが、全町民を対象にアンケートや説明会を開催することが必要と考えます。町長は前回の答弁で基本設計等ができてから町民に説明すると言われましたが、各団体などへの説明や意見交換会だけでなく、早急に全町民を対象に説明会を開催すべきです。そこで、次の3点について伺います。

以前の説明では、建設概算総事業費9億2,400万円とのことだが、財源確保に向けて具体的数値を示すべきではないか。

2点目、基本設計や実施設計の時期はいつごろか。

3点目、全世代の声をどのように取り上げていくのか、また全町民を対象にした説明会開催の考えは。伺います。

議長
町長

町長。

誘客交流拠点施設整備事業についての御質問にお答えします。誘客交流拠点施設整備に向けて、民間のノウハウや管理運営マネジメントの活用により、利用者の満足度を高め、管理コストの抑制が期待できる公民連携による事業方式について検討しています。1点目の御質問については、事業方式が決定し、プロポーザルや基本設計が完了した段階で概算事業費をお示しすることができると考えます。また、財源については国や北海道からの情報提供を受けながら、町の負担が最小限となるよう、有利な交付金などの活用を調査検討しています。

2点目の御質問については、ただいま申し上げたとおり、現在事業方式など調

議 長
熊木議員
(再質問)

査検討していることから、基本設計、実施設計については令和2年度中の完了を目指しています。

3点目の御質問については、現在乳幼児健診やスポーツ教室、子育て支援教室などに出向き、子育て世代を中心とした町民の方から御意見をいただいております。引き続き保育園、幼稚園、小・中学校などの保護者や各団体などから御意見をいただき、その内容は、適時町民の皆さんへ広報などでお知らせいたします。また、全町民を対象にした説明会の開催については、必要により判断してまいります。

3番 熊木 恵子議員。

再質問を行います。1番目には町長が3点目の1番最後のところで全町民を対象にした説明会の開催については、必要により判断してまいりますと答弁されました。私、6月の一般質問でもこの問題を質問しまして、やはりあの全町民に説明する必要があるってことを申し上げたんですけども、未だにその必要によりってということは、今現在は必要ないっていうふうに考えているのでしょうか。それをまず1点伺います。

それから、6月の定例会でも質問しましたが、そもそもこの計画自体が第6期総合計画や、またことし3月の町長の執行方針には全く載せられていないものでした。突如として出されたってというのが、一般町民は本当にそう思うと思います。前回の質問の中でも、これがなぜ急に出されたのかってことの具体的な答弁はいただけてないと思いますので、そここのところも具体的にお話をさせていただきたいと思います。

また、今回、今までは整備構想という形でしたけれども、前回の全員協議会で示された資料によりますと、もう整備事業となっていて建設ありきで進行しているっていうふうに思いますけども、そういう考えなのか、それも伺います。

先ほど質問の中でも、今、子育て世代へのヒアリングとか、全職員を対象にしたアンケートとか意見交換とかいろいろやられてるってことでしたけれども、私が前回質問したときは、町長は実施設計とかそういうものができていない時に、町民に白紙の状態でいって何も説明できない。だから、ある程度基本設計とかができなければ説明できないと言われました。そしたら、このように今聞き取りしたりいろいろやってるってことは、町長が答弁してきたことと矛盾するのではないかと思います。そこはいかがでしょうか。また、誘客交流拠点施設とまちづくりのイメージということも資料の中には書かれているんですけども、その中では人を育て働き、住み続けられるまちと示されています。子育て支援、移住促進がメインになっていますけれども、今、本町は今後高齢化率が上昇する町として、今こそ全世代の意見とかニーズとか、それをしっかり把握することがますます重要になってくると思うんですけども、このようなことを同時に聞き取るってことが必要だと思うんですけども、そこについてはどう考えでしょうか。

また、財源について具体的に示すことが必要だと私は思います。それで、先ほどの答弁の中では、まだ、国や北海道からの情報提供などを受けながら、町の負担が最小限になるようにというように、という答弁でした。しかし、6月に示された時には、総額で9億2,400万という事業費、それが大体どれぐらいの金額を補助金とかそういうものを当てにしているのかってところが全くわからないままでこの事業を進めるっていうことになると、大変大きな問題になると私は思います。これから南幌町は第2浄水場の建設とかいろいろこう金額の大きなかかるものがふえていきます。そういう中で財政推計とか考えた時に本当に大丈夫なのかって不安が拭えません。その辺についてをどのようにお考えかお示してください。

また、町長がことし6月の広報に載せられた、建設に向けたコンセプト、これについて町民の方からは何か意見とかそういうようなことが寄せられているのかどうか伺います。私のところには1件、ファクスが来ました。そのファクスの中には、そんなに巨額の建物が町長の公約やまちづくりの計画になく突然の話で我々町民には寝耳に水だ。これから高齢化が進み人口がどんどん減るのは目に見える。今の施設や道路も直していかなければ長く使えない。南幌ぐらいの町にはもう箱物は要らないと思う。お金があるのなら町民の税金を町外の人に使わず、町民の福祉や教育サービスに使ったり、高齢者の足の確保など今いる町民を大事にしてほしい、というような文面でファクスが送られてきました。このように感じている町民も多いと思うんですけども、町長がこの1件のファクスについてどのように、こういう意見があるっていうことについてどのようにお考えか、それを伺います。

また、今回全員協議会の中で示されたのは、事業手法の検討ということで新たに示されました。それによりますと、公民連携、DBO方式ということで、5つのメリットが説明されました。このメリット、その説明会の中ではまだDBO方式を取って建設とかをしている実績が北海道で1件とか少ないっていうことから、デメリットはあまり聞かないとか考えられないような説明だったと思うんですけども、本当にデメリットはないんでしょうか。仮に、この事業をすることになったとして、この事業費の抑制と効率化、それから設計段階から維持管理のノウハウが反映される住民サービスの向上などと、この5つのメリットを書かれていましたけれども、例えば、その約5%の事業費削減や管理コストの抑制、施設の運営内容などは依然として不明でありますし、コストの比較がどのようにできるのか、それもわかりません。またスケジュールの圧縮では一括契約となるっていうことから、それ企業としてはメリットがあると思いますけれども、施設の所有権、これは本町が所有すると思いますけれども、その管理運営の内容などは不明のままです。この民間のノウハウと言っても町の主体性がどのようなものが全く感じられません。この民間に丸投げをするように感じるんですけども、それは違うんでしょうか。例えば、この建設まで行くとして、そこに地元の業者が参入できるようなことがあるのか。その辺はどのように考えているのか。私はメリットばかりに気をとられることなく、デメリットの検証もして、しっかりその辺は把握してほしいと思うんですけども、その辺についてはどういうふうにか考えるんでしょうか、伺います。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

熊木議員の再質問にお答えいたします。熊木議員がいろいろ心配していただいたとおり、私も高齢化に向かっていくから今子育て世代を誘致して10数戸入ってきていただいております。それをいかに進めていくかっていうことであります。それで、子育て世代を対象としたものを作って、より町民の方も、もちろん利用していただきます。そして、南幌に来ていただく。そんなことも含めていくと、やはり私どもも今、説明をしている子育て世代を対象にした誘客交流施設、これが1番ベストではないかなと。ですから今、子育てをしている方々、若い世代がどういう状況なのか、どういう意見なのかっていうのは大事にしていかなければならないというふうに思っております。何もしなければ、高齢化率だけ上がっていきます。ですので、若い世代を呼び込む施設として活用していきたいなど、これが我が町にとっては将来にとって非常に重要な施設ではないかなと。あわせて、隣町にボールパーク構想もございますから、それらとあわせて連動していくことによって、この地域が発展をしていくっていうのが私は目指していくべきではないか。何もしないで、高齢化対が毎年10何%1%以上、上がっていついでしょう。現役世代がだんだんいなくなる。それで、町を運営していくって

というのは、非常に私は厳しい状況ではないかなというふうに思っています。ですので、そういう世代も入れながら、今いる人たちとともに協働のまちづくりが進められるのが1番望ましいのではないかなということ、今、誘客交流施設事業のほうに進めさせていただいているところでもあります。それで、前回、全員協議会でも説明をさせていただいたとおりであります。我が町の財政、当然厳しい体制の中でやっているわけです。ですから、これを建設するに当たっては、いろんな手法を取り入れて町の負担をできるだけ減らす、それが1番ではないかなということで、従来方式から新たな公民連携の方式を取り入れるべきことを今、検討させていただいている。それは、将来にわたって、今、熊木議員が指摘された箱物の問題、過去にもありますから、それを検討しながらやっているところでありまして、したがって、何も出ていない間にいろんな全町民を対象にして開催をするっていうのは、僕はまだまだそこまでいっていない。ある程度のことのできなければ町民にお示しがつかないというふうに思っております。したがって、まだ総額がどうなるかっていうことも決定をされているわけでありません。いろんな、うちの町の状況を判断しながら、私どもの思い、あるいは皆さんの思いをそれを載せてどういう形でどういうふうにするか、それが初めて基本設計、プロポーザル方式になるかどうかは別として、基本設計あるいは実施設計ができる段階ではいろんな形が皆さんにお知らせできるのではないかなというふうに思っております。私はやはり将来にわたって安定した収入をふえていくっていうのは、やはり多くの方が我が町に来て住んでいただくっていうのが1番大きな要素だと思っています。それに向かっていくのには何がいいか、指をくわえて黙って見ていていいかどうか。ですから、来ていただくような施設、あわせて町民の方も御利用いただける、それが1番いいのではないかなというふうに思っております。それから、民間に渡すのはどうかという御意見あります。でも、うちも、もう既に建てたものを指定管理で民間に渡しているわけです。それと同時に、それよりは作る時から民間のノウハウを入れて最後の管理までずっと民間の力も借りて、そして町としてどうやっていくかと、こういう手法もあるということでもありますから、北海道はまだ1例、2例でありますけれども本州ではかなりの例を持ってあります。したがって、そういう手法も取り入れて、それは町の負担をできるだけ将来にわたって減らしていくっていう考え方です。そんなことを含めながらやっているところでもありますので、まだどの方式がとるというところは決めておりませんので、説明会等々がそれはなかなか難しいと思います。あわせて、そちらの今の公民連携であれば民間も入りますので当然、賛同する企業があれば地元も入ってくるだろうと思っております。一つの会社でやるわけではありませんので、多分いろんなノウハウを持った大手の企業の方々の力を借りて私は進めるべきではないかなというふうに思っておりますので、今は先ほど答弁したように一番身近な声として子育て世代を中心に何が必要なのか、来ていただくにはどういうあったらいいべきかということも含めて、御意見をいただいて取りまとめていこうと思っております。早急な考え方ではないか、皆さんから子育て住宅を5年にわたって支援をしていくっていった時にそういうことが当然浮かんでくるわけです。その人たちをいかに呼び込むには何が必要なのか、今は住宅助成をしていますけれどもそれだけでは十分足りない。うちの町に足りないものが何かある、そんな声も聞いた中でそういうものをつくるべきではないか。結構町民の方が町外のそういう施設の利用に足を運んでいるという事実があります。それらを勘案すると、うちの町にもそういう施設をつくって、町民と町外の方々と交流も含めてできれば一番いいのではないかなということから、今、その検討をしているところでありまして、これからどうするかっていうことについてはまだまだ議論は要するだろうし、総額がどのぐらいになるだろうかっていうのも、これから

議長
熊木議員
(再々質問)

将来にわたって、熊木議員が言われた心配をいかに取り除くかということによって今やっておりますので、もうしばらくお待ちをいただいて、ある程度の形になってから皆さんにまた報告できると思っておりますが、どの方式かっていうことも先ほどメリット、デメリットっていう、当然私どももそれらも含めて検討しておりますので、その辺の調査研究もしながらこの整備事業を進めてまいりたいなというふうに思っております。

3番 熊木 恵子議員。

再々質問を行います。町長が今の答弁の中でも、我が町にはこういう事業が必要だって考えてるってことをおっしゃいました。やっぱりそのことを全町民を対象に、何もなしではないですよ、もうそういう考えが町長の中におありですから、それをやはり住民に率直にこういうふうに考えて町を大きくしていきたいということを伝えれば良いと思うんです。それがその答弁があったように、一部では説明会とか意見交換をしたり事業の説明をしたりして、それは一部に限っている。そしたら多くの町民にやはり丁寧に説明するってことはもう当然必要です。だから、そのところをやっぱり私は早急にやるべきだと思います。それで先ほどの質問の中で、町のほうには例えば町長の広報の記事を読んで意見とか、そういう賛成だとか、何かそういうようなこととかは問い合わせとかはなかったのかどうか、それちょっとお答えいただいているのでお答え願いたいと思います。子育て世代のヒアリングとかの中で出された意見っていうのは何点かある中で、私も近隣にも行ってきましたけれども、江別のぽこあぽこを利用されてる方が多かったっていうのは、やっぱり利用しやすいってこともあって、その子どもを安全に遊ばせられるっていうことが、やっぱり今の若い世代のニーズっていうかそれはそうなんだなと思います。ですから、何もすべて新しいものをつくることに反対だっていうところから出発してはなりません。ただ、やっぱりあの公平に子育て世代も大事ですし、これから高齢化でいろいろ心配を抱える全町民、全世代、いろんな年代層の方々の意見を聞くっていうことは最も大事なことだと思うんですけれども、そこがなぜこう一致できないのか、ちょっとそこをもう一度お答え願いたいと思います。

どうしてもその全町民対象の説明会が実施設計とかそれができなければっていうのであれば、先ほどの説明では令和2年、来年中ですよ。来年とか再来年か、そうなるともっともっと時間がかかりますよね。その間に町民はその対象とされてヒアリングとか行われぬ町民はどこに意見を出したり、説明を求めたりすることができるのか。3月の一般質問でもしましたけれども、町長は全町民に対して行政区の懇談会とか、そういうものの中で今こういう問題とかいろいろあるけれども、率直に皆さんから意見を聞きたいっていうことをされるおつもりがあるのか、それも重ねて質問したいと思います。

そういう中であっても、まだまだその説明会をしないって言うのであれば例えばですよ、事前にアンケート、広報にいつもいろいろ書かれていて広報をよく読んでる方って多いと思うんですけれども、その中にアンケート用紙とかはがきなどを織り込んで率直に意見を聞かせてくださいっていうふうな手法もあると思います。そのようなことを検討されないのか、それも伺います。

また、例えば町民の中から意見とかアイデアをもらう時に、その交流スペースとか、いろいろまだまだ白紙っていうか、5月の全員協議会の中では、ある程度のもので出てきたんですけども、今回8月に行った全員協議会ではその辺があまり語られませんでした。ですから、町民と町外から来る方とか交流するっていうスペースがどの程度のもなのか、またその町民の中からどういうものをつくってほしいとか、どういうものがあるといいなというような意見を集約し、そういうものを聞き取るっていうことがもう本当に大事ではないかと思いま

す。私は6月の時に例えばってことで、奈井江町のみなくるという施設のこととも質問しました。いろいろ生涯学習センター的なものだとか、それは今実際にぼろろがあります。それから今、町の中に何が必要なかっていうところで、町長はやっぱり子育て支援だっということとそういう遊戯施設が必要だっというふうに結論づけていると思うんですけども、私が6月に質問した時のように、今、葬儀とかをするのでも夏場は何とか江別とか野幌とかにお通夜とかお葬式に行ける方も、だんだんやっぱりあの冬とか吹雪いたりとか天候の悪いときに、町内で小ぢんまりとできるようなそういうものが必要ではないかっていう声があちこちで耳にします。だから、そういう施設であっても、ある程度そういう町民の要望を捉えてそういうものにも利用できるようなものにしていくとかそういうのは、やっぱりその全世代のいろんな層から意見を聞き取ることによっていろんな意見が出てくると思います。また町内の直売所とかいろいろあちこちがありますけれども、まとめてお買い物できるとか産直のそういうものができるっていうのはビューローにちょっと一部あるぐらいですから、だからもしその施設ができるとすればやっぱりそういうこともいろいろこう網羅したものが考えられるのではないかなと思うんですけども、それも含めてやっぱり今、町民の何を要望しているのかっていうことを、子育て世代だけに限らず全世代に聞き取るっていう必要があると思うんですけども、そこについてはどう考えましょうか。

また財源のことをちょっともう一度お聞きしますけれども、それから先ほど町長は総額の9億何千万と私はいいましたけれども、その金額すらまだ確定っていうか全く白紙状態っていうことなんですか。いろいろその交付金の当てっていうか、そういうのはいろいろその実施設計とかいろいろやってみなければわからないっていうことなのか、国のほうのいろいろ施策の中で新たにそういうような資金っていうかそういうものが出てきているのかどうか、その辺を少し示していただきたいと思います。

また、先日いただいた資料の中に町民にとって将来の南幌町にとって今何が必要なのか、町民の意見と民間のアイデア、ノウハウを生かしながら町民から長く親しまれるよりよい施設としていくと資料に書いてあります。こういう風に見えるんですから尚更のこと十分時間をかけてするっていうことが必要だと思うんですけども、その辺で町長の見解を伺います。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長

熊木議員の再々質問にお答えをいたします。今、丁寧に職員が聞き取りをさせていただいております。その御意見もこの間一部だけではありますが、お話をさせていただいたところです。当然、早く作ってほしい、という子育て世代の意見が大半であります。私のところにも来てます。早く言ったら、早く作ったほうが町の発展につながるんでないですかっていう御意見もいただいています。せっかく子育て世代を誘致してるんならそういうものを早くするべきではないか。しかしながら、熊木さんも心配いただいたように、私どもについてはやはり総額を決めて予算がどのぐらいになるのかっていうのが大事であります。思いは当然出てきます。しかしながら、うちの町にとって将来にわたってその負の財産を残すわけにはいきませんので、それが叶うかどうかっていうことで今いろいろ調査研究させていただいているところでありました。したがって、民間手法を活用するって言ったのも新たな手法の中で、町の負担を軽減できるのではないかっていうことでさせていただいているところでありまして、これらを含めていくとある程度のもので出てこないかと町民にはなかなか説明しづらいのかなと。逆に言うと、新たな方法方式も今検討させていただきましましたから、令和2年度に基本設計実施設計が完了したいなと思っておりますがその間広く御意見をいただける機会はあると思っております。先ほども申し上げたように、子育て世代が一番望んでること、来て

いただくことを中心とした施設であります。なおかつ、その中で町民が交流もできる、町内の子どもさんだから当然利用できる、そんなことも含めながら、付帯施設についてはいろんな御意見があります。熊木さん言われた直売所だとか軽食のこともできるスペースもあったほうがいいんじゃないかっていう声もありますけれども、全体の枠を含めながらどういう建物にできるか、それらを含めて金額がかさばってにっちもさっちもいなくなるってということにはならないように、私どもはいろいろ吟味しながら進めてまいりたいなというふうに思っておりますから、ある程度形になったら先ほど答弁させていただいたように、説明会等々の開催については今後検討はしていきたいと思っておりますが、それまでやはり現役世代の皆さんが今思ってる部分、一番利用したい部分これらを含めて、せっかく子育て世代を誘致しているわけでありますからそこに弾みがつくように、全部できれば入れたいですけども、全部入れてぼけてしまったらこれまた大変でありますので、やはり基本は子育て世代に来ていただき使っていただく、利用していただくというのが基本になろうかと思っております。その中で交流スペースだとか直販スペースだとかっていうのは当然考えられますので、それらが入れるかどうか、それらも含めて検討しなければなりませんので、もう少し時間をいただいてより慎重に、それぞれ負担も厳しい中ではありますが、前回言われたようにできるだけ我が町の財政をわかっているわけでありますから、今ある中でうちが利用してこれが一番いいなというものをできるだけ北海道、国にお願いをしながら、その感触をつかみながらこの事業は進めていかなければならない。何でもかんでも走ってるわけでありません。そういう裏付けをある程度、確信をしてから形になっていくものというふうに思っておりますので、熊木議員から9億2,400万というお話、あれは近隣の施設を概算ではじきたところでありますから、今言われたスペースを入れたりするとどういうふうになるのか、目安として皆さんにお示しをさせていただいたけれども、それから直販のスペースだとか、物販のスペースだとか、軽食喫茶のスペースだとかっていう御要望がありますから、それらが入れたときにその金額でおさまるのか、それ以下になるのかはちょっとまだ想定ができておりません。ある程度これは方式が決まって基本設計のほうに向かったときに、そういうものを入れてどういう金額になってどういう国の交付金なり補助金なり入れていけるものか、あるいは起債がうまく使っていけるのかどうか、それらも全部考えながら町にとっていい施設にしたい、そして後に財政負担の軽減ができるようにしていきたいと思っておりますので、そういう事を今調査研究させていただいておりますので、それらが出来次第また皆さんとまた協議をさせていただきますけれども、そんな姿勢でやっておりますので、やはり町民のためにそして我が財政がきちっとできるように、お示しできるように今、検討しておりますのでもう少しその辺については時間をいただきたいと思っております。

議長
熊木議員

3番 熊木 恵子議員。

2問目に移ります。地域おこし協力隊員の増員を。

本町に地域おこし協力隊員制度を活用した観光掘り起こし隊員1名が採用され間もなく1年になります。この間、町の観光PRや町の行事イベントなどさまざまな形で取り上げ、本町のイメージアップ、町の活性化に大きく貢献しています。日々取り上げるインスタグラムでは隊員のみずみずしい感性による写真や文章で観光掘り起こしに大きな役割を果たしています。昨年第4回定例会で協力隊員を増員する考えについて質問し、町長は、新たな隊員の募集や採用については定住・定着を見据えた上で、地域でどのような分野で活動するか明確にする必要があり、受け入れ後の活動の充実に向けたサポート体制のあり方とあわせて検討していくと答弁されています。各課からのニーズや要望も含め、どのような検討

が行われているのか伺います。

また、町職員がそれぞれの分野で研さんを積み、職務に従事していることは評価するものです。この制度をさらに活用し、新しい視点で町の特徴や産業など、町を活性化するための人材が必要ではないでしょうか。活動内容を明確にして複数の協力隊員の募集・採用することが必要と考えますが町長に伺います。

議 長
町 長

町長。

地域おこし協力隊の増員を、の御質問にお答えをします。本町の地域おこし協力隊員は現在観光掘り起こし隊員として、主に観光PR、知名度向上などの活動を行っています。新たな地域起こし協力隊については、各課において活用を検討していますが、現時点では具体的な活動のニーズがない状況です。また、本町における隊員の採用については、募集対象は三大都市圏または政令指定都市からの移住と制限されていますが、活動内容を明確にし、その後の定住・定着につながるよう引き続き検討してまいります。

議 長
熊木議員
(再質問)

3番 熊木 恵子議員。

再質問を行います。今の答弁にあったように、具体的な活動のニーズ、それがないっていうことでしたけれども、この1年間かけてその各課で全くそういう意見とかはなかったんでしょうか。今現在、その観光掘り起こし隊員、私先ほど質問の中で述べましたけれども、やはり本町のPRにとってはいろんな形で本当に活躍していると思います。今現在は産業振興課に籍を置いてそこで活動してはいますけれども、そういう活動を周りが見てどのように判断して自分の課だったら例えばこういう形でというようなニーズが本当に出ないものなのか、そこがすごく不思議なんですけれども、そこ率直なところを伺います。何回も言ってくどいんですけれども、この観光掘り起こし隊員ようやく採用されて本当にイメージアップに大きな役割を果たしていると思います。新聞紙上でもいろんな形で毎日のようにこの空知版のところにも協力隊員の活動が紹介されています。本町の場合、先ほど町長言われたように三大都市圏または政令指定都市からっていうことで制約があるので、なかなか難しいところはありましようけれども、やっぱり1人来ることによって、すごく大きな役割を果たしているということは紛れもない事実だと思います。先日の新聞の中でもこういうふうな記述があったんですけれども、地域おこし協力隊など地域人材育成、地域マネジメント観光資源論が専門の北陸先端科学技術大学院教授、敷田さんっていう方は新聞の中でこのように語っています。隊員を活用するには隊員だけでなく、隊員が持つ地域外の人材を使うことを進めることだと言っています。先日の新聞にも載って私ちょっと会いに行ってきたんですけれども、美唄市にことし5月に地域おこし協力隊に就任したイラストレーターの男性、絵で町のために貢献できればと応募したそうです。男性はインターネットを通じて知り合った今現在、協力隊員の水谷さんっていう方と5年ほどの付き合いがあって、町で開かれたイベントに参加して、美唄の魅力に触れて今回の応募につながったといいます。このようにして協力隊員がふえることで、周りに広がっていくことがすごく大きいと思います。ですから、そういうことを考えたら、各課がいろいろ知恵を絞っているいろんなことを要望するっていうことがあってほしいなってすごく思うんですけれども、その辺で先ほど言ったように具体的に全くなかったのか、ちょっとこう手をあげてみようかとか何かそういうことがあったのか、そこをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

私はこの協力隊員、今は観光掘り起こし隊員として1名ですけれども、いろんな形でその町の中で役割を担っていけると思うんですよね。それで各地でもいろんな形、農業とかいろんなことがありますけれども、本町の中でどんなことをやってもらえたらいいのかなっていうことを自分なりにいろいろ考えてみました。そういう中では、例えばそのビューローの活性化も今取り組んでいますけれど

も、展望台を活用した喫茶コーナーとか、またスポーツ振興なども本町はすごく盛んなことから指導員などの採用や、またその広い異業種での検討が必要ではないかと思います。また先日、農猿の祭りがあって米粉ドーナツが人気を得ていました。そういう形で、例えばその町の基幹産業の農業を活かした形で、町の御土産づくりとかそういうことに力を発揮できるような隊員を募集するとか、あとは今、教育とか福祉のところなんですけれども、教育のところでは公設学習塾がスタートしています。小学生、中学生が割と多く参加しているってことで今、これからは続いていくと思うんですけれども、例えばそういうところにも英語だとかいろいろこう特技を生かした形での募集とかをかけることによって、本町の学力の向上っていうかそういうものもつながっていくと思うんですけれども、そういうことが考えられないのかどうか。その辺のことについてちょっと町長の答弁をお願いしたいと思います。

議 長
町 長
(再答弁)

町長

熊木議員の再質問にお答えをいたします。地域おこし協力隊員、

うちに来ていただいた今の方は非常に熱心に、私どもは観光掘り起こし隊ということで名を売って募集したところ、良い方にめぐり会えて非常にありがたい分野でいろんなところで紹介をいただいているおかげで、結構詰めどころというふうに本当につながってありがたいなというふうに思っています。それを次にどうするかということではありますが、今、それぞれ熊木議員からいろんなお話をいただいたんですが、大体うちの町で満足してる部分が多いんですよ。これ以外にあるっていうことは民間を圧迫したらまたまずい分野もありますし、それからよその町、いろんな町ではいろんな団体から声が上がってきてこういう隊員をよせてくれとそういう声もあるんですが、うちも話はしているんですけどもなかなかそういう声が上がって来ない。うちの町の中で役場の中でいろんな協議をさせていただいて、私ども独自だけではなくて、やっぱりいろんな産業も巻き込んだ中でやらないと、この次やる分については私は非常に難しいと思っております。お米の粉を使ったドーナツもあるんですが、うちお菓子屋さんがないんですよ。ないのに作れていってもちょっとなかなかこれは難しい。多分裏を見られたと思いますよ、よその町の菓子工房に行ってると思います。だからうちに老舗があって、そこで人手が足りなくて地域おこし協力隊が来てくれて一緒にやって定住につながっていただきたい、そういう部門があれば大いに募集もしたいんですが、なかなか非常に難しいというような分野であります。それからいろんな声も美唄のお話もいただいたんですが、うちにはちゃんとそういう方が、この間も新聞に載っていたイラストを書いていただいている方もおられますんでね、そういう人材が我が町におりますからそれらも含めていくと、あえて地域おこし協力隊員が何でもかんでも選ばばいいっていう問題ではありませんので、いろんな民間の方も力入れていただいて、うちの町でよそに無いことを取り組んでいただいております。あわせて、お父さんお母さんたちが、その辺だけものすごい力入れていただいているんで、そこからもまだそういう声が上がってきておりませんので、もし上がってきたらまた検討はさせていただきたいと思いますが、そういうせっかくまちづくりをみんなで頑張らせていただいておりますんで、プラス何かこういうのって言われたら私どもも応援をしながら、そういう隊員をまた選んでいきたいなと思っておりますが、やはり行政が押しつけるんじゃないでいろいろな方々から声をいただいて、そしてともにまちづくりの中で活かせるそういう隊員を選んでいきたいなとそんなふうに思っていますので、まだまだ検討しながら地域事情も考えながら、今後やめるんじゃないでどういう形で今後も続けられる、そういう隊員を呼べる環境づくりもしていかなきゃなりませんので、いろんな団体にもまた声をかけながら少しでも多くなっていたらいいように、また、いろんな方が来ると先

ほど熊木議員も言われたように、やっぱりいろんな発想が出てきたりいろんな考え方が出てきますので、できればそういう地域からいろんな声が上がってそれに見合う隊員を募集したいなとそんなふうに思っております。

議 長
熊木議員
(再々質問)

3番 熊木 恵子議員。

再々質問を行います。今、最後のほうで町長は、やめるのではなくてこれから検討していくってことを答弁されましたけれども、今いる職員とか町でいろいろスポーツ少年団活動で頑張っているお父さんやお母さん方がいらっしゃるってことで、それはすごく力強いと思います。ですから、そのところにやっぱり外からの視点っていうかそういう形で見と一緒にやるっていうことがすごく大事ではないかなと思います。だからそういう意味で、確かに製造業のところでは御菓子屋さん、パティシエとか何かそういう人が来たとしてもそれを仕入れてやるっていいんですけども、なかなかその工場がなかったりっていうことがあります。かつてはお菓子屋さんもあったりいろいろあったのが今はやっぱりそういう昔からあるような専門店がこの町の中には無くなってやっぱりすごく寂しいことだなと思うんですよね。ですから、商業のとかいろんなこう団体のほうからそういう要望がないっていうことはあるのかもしれないんですけども、やっぱりそれを町が率先してやっぱりこういう形でこういう活用の仕方できないかってことで窓口を作っていくってことも大事な役割だと思います。

それから、今継続して行われている空き店舗活用事業、それも監査の報告にもありましたけれども、なかなか進むようでは進まないってこともあります。ですから、例えばそういう空き店舗活用と地域おこし協力隊の何かそれをうまく組み合わせたような形で活性化するっていうことなんかも考えられるのではないかなと思います。その民間を圧迫するとかっていうふうに、そういう町長今答弁されましたけども、そういう発想になっちゃうと何もできないというふうになりますから、そこをもう少しこう広げて考えるということが必要ではないかと思うんですけども、そこ1点伺います。

あともう一つ、今、現在の観光掘り起こし隊員で今月の広報9月号の裏表紙は隊員が撮った写真がアップされていました。先日広報の担当の方にもすごくいいねって話をしたんですけども、彼女がインスタグラムで発信している写真を、今私も質問してその広報に毎月記事が載るようになって、それを目にしている方が町民多いと思います。だけど、そのインスタグラムをして記事とかその写真とかを目にできるっていう人は、環境のところもからもいってそんなに多くはないと思います。ですから、一度何かの形で写真とか彼女のコメントを付けたのを紹介するような写真展だとか、何かそういう企画って考えてはどうかと思うんですけども、その辺は検討とかするような予定があるのか、ぜひ検討してほしいと思うんですけども、そこをちょっと伺います。

議 長
町 長
(再々質問)

町長。

熊木議員の再々質問にお答えをいたします。地域おこし協力隊、いろんな方が居られて、いい例も失敗例も聞いております。というのは、地元の人とやっぱりコミュニケーションがとれないと非常に厳しい、例えば先ほどスポーツ少年団と言われましたけども、指導方法が違う人がこられてがちゃがちゃにされて困ったっていうこともあり得るんで、やはりだから私は地域の方々からそういう人を人材を探してくれと言われた時には、そういう手法として地域協力隊員が使えるのかなというふうに思ってますから、やはり地域の皆さんから出ただければと思っております。空き店舗はこれちょっとまた違うんですよね。空き店舗になる前に地域おこし協力隊が来ていただいて助けていただいて、そこで事業と一緒に継承をしながら定住につなげていくっていうことは可能だと思うんですけども、空き店舗になるとちょっとその辺がまた難しい問題が出てくるかなというふうに思

ってますが、いろんな方法を検討しながら少しでもいい方法があればまた取り組んでいきたいというふうに思ってます。それから、写真展せっかくやってきたんだからと、それは当然わかりますけれども彼女の御意見もありますから、全体を見て検討しなければならないというふうに思っております。町外の方は結構見ていただいて声をかけていただいているので、それだけでも相当の効果があると思っておりますので、何かの時に併設で一部そういうことができれば一部いいかなというふうに思ってますが、いろいろ検討はさせていただきたい、御意向も聞きながらどういふのができるかっていうのをして見ていきたいと思ってますが、どちらにしても次の協力隊につながるような成果が出るようにしていきたいというふうに思います。

議 長

以上で、熊木 恵子議員の一般質問を終わります。

佐藤議員

次に、2番 佐藤 妙子議員。

町長に1問御質問いたします。食品ロス対策と食育について。現在世界の発展途上国では、食糧不足や飢餓が深刻な問題になる中、9人に1人が栄養不足で5歳になる前に年間500万人の子どもが命を落としています。そのような中でまた食べられるのに大量の食糧が破棄され、国内でも毎年おおよそ643万トンの食糧が捨てられている状況に国内外でも警鐘が鳴らされています。本年5月24日に食品ロス削減推進法の新法が成立し、国民運動として食品ロス問題に取り組むことが明言され、都道府県各市町村は食品ロス削減推進計画を推進するとありました。南幌町食育推進計画でも今後は重要な位置づけとして取り組むことが必要と考えます。また、食品ロスの削減はごみを減らすことへの環境対策をはじめ、健康と栄養、食習慣、調理法、食文化、マナー、食の安心安全と幅広く食育のテーマにもつながります。農業が持つ食のすばらしさを伝えることを基本理念に掲げている本町にとって、食育活動の中での食品ロスへの意識啓蒙や取り組みが重要課題の一つになると考えます。そこで、次の2点を伺います。

1 食品ロス削減に向けたこれまでの本町の取り組みと課題、今後の具体的な考えは。

2 食育の点から食品ロス削減を食育活動で進める考えは。

議 長

町長

町 長

食品ロス対策と食育についての御質問にお答えをします。食品ロスの削減については、国民一人一人が理解を深め、また社会全体として食べ物を無駄にしない意識の醸成が必要です。1点目の御質問については、学校給食において児童生徒にいろいろなものをバランスよく食べることの大切さを伝え、それを行うことで好き嫌いをなくし給食の残食を減らし、また、食材の生産者への感謝の気持ちや食の大切さについて理解が深められるよう取り組みを行っています。今後は、本年5月に公布された食品ロスの削減の推進に関する法律に基づき国や道、先進地の事例を参考にしながら、必要な取り組みを検討してまいります。2点目の御質問については、現在の食育推進計画は来年度が最終年となることから、見直しにあわせて食品ロス削減に向けた取り組みについて検討してまいります。

議 長

2番 佐藤 妙子議員。

佐藤議員

(再質問)

はい、今御答弁いただきまして、国や道、先進地の事例を参考にしながら検討していただけたという、そういうお話でございました。まだ食べられるのに廃棄される日本の年間の食品ロス、これは世界中で飢餓に苦しむ人に向けた食糧援助の量の2倍にあたると言われております。そして国民が毎日お茶碗一杯のご飯を捨てている現状に、2030年までに世界の食糧廃棄を半分にするという目標を国連でも掲げております。今回制定された食品ロス削減推進法のその背景には、家庭や企業から大量の廃棄、環境問題、ロスによる経済損失、簡単に捨ててしまう教育モラルの低下があるとされております。そして、法律の想定される効果と

しましては、食べ物を無駄にしない意識の定着と国民主体として食品ロスに取り組むことができる、フードロスを低所得者などへ二次的に活用できるとしております。この法律によって国や地方自治体、事業者の役割も規定され、今後進められていく予定でございます。特に、毎年10月を食品ロス月間として10月30日を食品ロスの日と制定されたわけなんですけれども、本町では10月に毎年ボランティアフェスタが開催されますけれども、そういうところで広く町民に啓発できるようここで取り組むことも可能かと思いますが、その件をお伺いいたします。

それと、2番目の食育の件なんですけれども、先進地、先進的な事例を検討して参考にしながら検討していただけるという、そういう先ほどのお話でしたけれども、熊本の私たちの姉妹町、多良木町のお隣の町、あさぎり町ではですね、残さず食べよう3010運動っていうのがあるんですけれども、皆さんもいろんな所で聞いて御存じかと思うんですけれども、宴会とか会食の乾杯後30分はゆっくりと料理を味わって、お開きの10分前には席に戻りしっかりと召し上がっていただく。これは生ごみの削減、また町の財政健全化を目指しているそうでございます。本町でもこのようなことからであればですね、すぐできるのではないかと感じますのでぜひ取り組んでいただけたらなと思っております。それでこの南幌町で作っているこの食育推進計画なんですけれども、本年度で終わり、今後見直しが始まるということでございますけれども、ぜひ充実したものを期待しております。それで、現在の南幌町の食育推進計画の町長の最初の言葉の中にですね、食べることを通じて生きる力を育むとございました。特に本町では農業主体として食育事業が展開されております。教育委員会と連携した、例えば出前講座とか幼稚園、保育園、学校の事業の中で食品ロス削減に対して正しい知識を広めるということも重要なことと考えますけれども、学校教育の中で今後どのように食品ロスということをお伝えしていこうと思っておられるのか、そこをお伺いいたします。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

佐藤議員の再質問にお答えいたします。食品ロスの法律が出来て、10月1日施行なんですよ。そして本年、閣議でどうあるべきかっていうことで、国のほうも基本方針、これを本年度中に作られるようです。だから、私どもは北海道もそうだと思うんですが、国の基本が決まらないうちに市町村で簡単に、また後から追加でやり直すというわけにはいかないと思っています。やはり法律に基づいてやって、国が基本方針が出来ますので、それを基にしながら来年のうちの食育推進計画にあわせて、一緒にやらないっていうのではなくて、そういう法ができたらもうすぐできてるっていうことじゃなくて、国でもまだできてないんですよ。だからそれを見ながら私どもは取り組んでいきたいなと思っています。提案いただいていたボランティアフェスタ等々で啓蒙はできるかなと思いますが、それは検討させていただきたいと思っております。食育について今学校のほうでも取り組んでいただいております。少しずつではありますけれども残渣が減ったりしてる。中には少なくなる日もあるし、多くなる日もあるというようなことの声聞いておりますが、これからも食育についてはある程度やっていきたいなと思っておりますが、私の感覚で行きますと、うちの町内は結構出来てはいるんです。公衆衛生組合から議員さんですからもらってる資料の中で、生ごみの集めがどんどん減ってますよね。これは一概にそれ減ったからロスっていうのは言えないんですが、そういう私はこちらの町での取り組みは結構できている方がおられるのかなというふうに思ってます。また、これは食べる側ばかりじゃなくて提供する側の商店にも工夫をいただくっていうのが大事だと思っております。最近、私が出る宴会ではかなりないんですよ。足りないぐらいのところが結構あったりしてる

んで、これは食品業者の方々がいろんな工夫をしてくださっているから、そういうロスが大分減ってるのかなっていう、ただ、札幌に行くとこれは全然違います。うちとは全然違うなって僕はそういう認識をさせていただいてるんですが、やはり学校からそういう発信もしてるから、親もそれなりに気を使っているのかなと思っておりますから。手を緩めるじゃなくて、やはりそういうものをきちっと教えながらもったいないっていう私の家ではもったいないのは何とか目をつぶるんじゃなくて、もったいないのでちゃんと食べようと言いたいなと思いますので、新たな食育推進の中でまたそんなことも含めて検討できればなと思っておりますが、やはり国の基本方針はきちっと踏襲しながら、我が町に合ったものを私はやるべきだと思っておりますので、ちょっと時間をいただければとそんなふうに思います。

議長
佐藤議員
(再々質問)

2番 佐藤 妙子議員。

再々質問させていただきます。うちの町は本当にできているということでございました。確かに、食の宝庫の南幌町でございますから、本当においしいという思いがあれば残さないのではないのかなというそういう思いであるんですけれども、これは国で作っている法律ですので、ぜひうちの町がっていうだけではなくて世界的な規模を見通してうちの子供たちにもぜひお伝え願いたいなっていう部分はございます。それで、従来の物を残さず食べるとか、最後まできれいに食べなさい、作ってくれた人に感謝して残せばもったいないと、従来、今まで家庭でしつけとして言われてきたことだと思いますけれども、これが法律で制定されたということに大変その深い意味合いを私は感じております。本町の食育推進計画の中に、現在は食に関する環境が変化し、命ある食材が見えにくくなり食の本質が知りにくい。食べ物の感謝の気持ちが薄れるおそれがある。こんな時代だからこそ自然の恵みや動物などの命によって得られる食材への感謝の気持ちを持つことが食べ物を通じて生きる力を育む、とありました。このような素晴らしいそのような思いで、この食育推進計画が進められている町だからこそ、食品ロスの削減にぜひ積極的に進んでいただきたいと思います。その中で南幌町の中だけではないんですけれども、各家庭で家庭菜園をされている方もいらっしゃるんですけども、食べられるのに新鮮でまだまだ食べられるのに、形が整ってない野菜もたくさんございます。そのような野菜を利用した料理講習会とか南幌独自のもったいないマーク、ステッカーなどをつくって食べ物を大切にする町とアピールしてはいかがかと思います。先ほど言ったように、町長は国の方針が出てない中でまだいろんなことを考えられないっていうちょっとお話でございましたけれども、一つのアイデアとしてね、今後、こういうことも考えていただけたらと思いますけれどもいかがでしょうか。

議長
町長
(再々答弁)

町長。

佐藤議員の再々質問にお答えいたします。食品ロスの問題については、これはそんなに急に言って急に全部できることではありませんのでこれは取り組んではいかなきゃならないし手は抜けないなというふうに思ってます。ただ、小学校や幼稚園でいろんな取り組みをやって食物の栽培等々やっていただいておりますので、そういう面ではうちの町はある程度、子どもたちにも理解をしていただける分野は、全部とは言いませんけども、そういうものかなというふうに思っております。規格外、通常言う規格外だと思うんですが、それはまた流通の問題もあって生産者とうまくマッチングしないと、ただ持ってって使えっていう話にはならないと思います。それと、やはり消費者がどういう目で見てるか、多分主婦ですからスーパー行って見てる、僕も見てるんですが、やっぱり形のきれいなものはお年寄りが買って行く。形の悪くて安いものは、子育て世帯です。この仕組みが何とか直してあげられないかなというふうに思ってます。それと外国産、これは

安いです。同じ傾向です。私が見てる近隣のスーパーですけどそういう風潮です。だからこの辺は私は昔から言ってるんですが、流通業界がきちとまらない限り、そこの所の理解がない限りは非常に難しいのかなと。ですので、子供たちだとかそんなところよりは、大人がそこのところをどう理解して、どういうふうにするか。切って食べて、あるいは調理したら形が悪かろうが小さくあろうが何も変わらないんですよ。そこのことを大人の方に理解させる。それは町でできません。それは国が法律つくったんです。国が法律をつくったら国がそういうところも取り組まなければ、何でも末端でやれと言っても、これはそういう農家の方にはただで投げるように使われたら今度は製品が売れないわけです。そんなことも考えながら、ただ作ったからいいっていうことをしてはならない。そこには深いやっぱりいろんな要素があってそこを少しずつかぎ穴を上げて、生産者も消費者も喜ぶようなこの食品ロス対策をみんなが考えていかないと、農家が一生懸命頑張ってもそういう現実ですから。多分、外国では関係なしに一山で売って自分の好きなもの持ってくってという情報は流れていましたよね、そこと日本とは全然違います。ですので生産者も消費者も理解が得られるような取り組み、やっとな法律ができたので、それは私はやっていただきたいと思っておりますから、その分うちはある程度子どもたちも含めて過去から先輩の皆さんたちから築いてきたものがありますので、ある程度はよそよりは進んでると私は思っています。それを継続しながらより良い方向には持っていきたいと思っております。北海道は200%の自給率を超えていますから、でも全国は37%ですよ。そういう現実をもっと捉えながらお話ししていかないと。1点だけとってもこの問題は私は解決しないと思っておりますので、それらの仕組みづくり全部していくべきだと、それが国の私は法律をつくった責任であるというふうに思っておりますので、今後はそういう話もしていきたいなというふうに思っています。

議長 以上で 佐藤 妙子議員の一般質問を終わります。
ここで11時5分まで休憩をいたします。

(午前10時54分)

(午前11時05分)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に、10番 木村 修治議員。

木村議員

町長に質問いたします。1番目 南幌町を囲む四つの河川の堤防を観光資源としての活用はということでございます。南幌町は石狩川、千歳川、夕張川、そして今は使っていない旧夕張川の4つに囲まれ、これらの堤防をつなぐと総距離数は地図上ですけれども43kmになります。このように先人たちの治水事業は、後世の私たちに思わぬ遺産を残してくれました。本年度は周囲5kmの南幌遊水地と、あと江別遊水地が完成しますが、これらを内包する外周43kmの堤防は魅力ある治水事業歴史の遺産です。旧夕張川の一部5km程度ですけれども、今は自然堤防として未整備ですが管理用道路等で整備されればマラソン、自転車、散策、フットパスでの使用はその可能性は限りなく広がっていきます。堤防両側の風景もすばらしく内部の田園風景と外部の河川、山脈との対比は南幌ならではの風景と思います。そこで2点伺います。

①堤防を南幌の遺産として外部発信してはどうか。

②旧夕張川の自然堤防5kmを整備して総距離数43kmにつなげることでその魅力は一層増すと思います。管理用道路を整備する考えはどうか、町長に御返答をお願いします。

議長 町長。

町長

南幌町を囲む四つの河川の堤防を観光資源としての活用は、の御質問にお答えをします。本町は毎年のように繰り返される洪水と闘いながら開拓を進めてまい

りましたが、昭和11年に夕張川新水路が完成したことにより、大きな河川に囲まれた豊かな農業地帯として発展してきました。夕張川新水路は平成23年度に土木学会の選奨土木遺産に認定され、今までは河川敷におけるゴルフ場や公園、フットパスのコースなどとして多くの方々の憩いの場として利用されています。

1点目の御質問については、毎年7月1日に行っている治水感謝式や町広報誌、ホームページにおいて、本町の治水の歴史と3河川に囲まれた町の状況を紹介していることから、その河川の一部である堤防を本町の遺産として新たに発信することは考えておりません。

2点目の御質問については、4河川の堤防が全て繋がれば、様々な利活用が期待できますが、現在、国において河川整備計画に基づく堤防整備が進められており、管理用道路などの整備については、今後、進捗状況を確認しながら、国と連携を図ってまいります。

議 長
木村議員
(再質問)

10番 木村 修治議員。

今の返答の中で、私、去年はまだ民間でNPO法人のガイドリーダーで11年以上ですかガイドリーダーということで、毎月15人から30人ぐらい、そういった方を引き連れてフットパスをやってまいりまして、その中で毎回どんな道がいいかなということで、町内をぐるぐる回ったときに、一部ずつ河川を使いまして、堤防を使いまして活動をしておりまして、だんだんこれってつながってないかなと思って、それで実験してやってみたら、こういう形で一部を除きますけれども、地図上では43キロメートルということでした。先ほど2番目の質問ですけれども、河川整備は河川整備計画に基づいて堤防整備が進められて、管理用道路の整備についても進捗状況を確認しながら国と連携してつなげることを図っていますというような趣旨を返答されました。非常に私、正直にいうと満足しました。私ども実は民間の段階でも千歳の河川事務所にですね何人かで行きましてですね、あの例えば道路がですね、大きな砂利道がいっぱいあってなかなか歩きにくくて足を挫いてしまうというようなこととか、むしろ簡易舗装でもいいからしてくれないかということ河川事務所の方に申しますと、結構その願いをかなえてくれて直してくれたり、やってくれたり、多分そうだと思います。あと草刈りなんかですね、あそこの旧夕張川の土手についてはすごいですからね、あそこも草刈りをしてくれたり、なかなか協力的だなと思いますので。2番目の項目につきましては、町長ひとつ頑張ってくださいですね国と連携を深めていただいでですね何とか管理用道路をですね繋げていただきたい。あそこが開通するのと開通しないのとであれば、本当にもう魅力が10割増しになるような状況です。いや、確かには通れるんですよ、38kmぐらいは、8、9キロメートルぐらいは通れて、あと旧夕張川の所から下ってくれば、それはそれでまた自転車でも散策でもそれはいいコースです。43キロメートルもありますから、どこで行ってどこで出てもいいんです。ただ、あれは開通すると行ったところからまた行ったところに帰ってくるという大きな魅力があります。それで2番目、1番目の質問を1項目のことなんですけれども、輪中といっても皆さん御存じだと思いますけれども、水災を防ぐために1戸もしくは数戸の村落を堤防で囲んで水防共同体を編成したものだと。岐阜県南部の木曾、長野、揖斐の3川の下流平野に形成したものは有名とのこと。ということです。輪中の堤防と言ってますけれども、正式名は輪中堤ということなんです。南幌を囲む4つの川の輪中堤としてまず、これでまず一つ観光資源ともなります。もう一つはですね、南幌はですね、まだ確認は取れてませんが、もし他になればですね、南幌は北海道で唯一の輪中の町であるということも今後観光資源、町の特徴としてですね、外部に発信できるというふうに私は思います。質問の中にはこの件は一つは入ってませんでしたけれどもどうでしょうか。町長この考えについては、もし差し支えなければ

お答えしていただきたいなと思います。

議 長
町 長
(再答弁)
議 長

町長。

木村議員の再質問にお答えします。ちょっと議長休憩で。

暫時休憩いたします。

(午前10時48分)

(午前11時05分)

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

町 長

私もいろいろとは、岐阜だとかいろいろな所にそういうのがあるんですが、そういうのはあるにはわかっていますけれども、それはそういうふううちの町ができるかどうかというのこれはちょっとわかりません。それはうちの町が認定するっていうかどうかではあるなと思います。私もやはり今ある歴史の中で毎年7月1日をそういう感謝の日にしてながら後世にも伝えていきたいし、今があるのはそういう恩人たちがたくさんいてうちの町があるということの歴史がありますので、それを伝えながらなおかつそういう遺産にそれが誰が認定するか私はわかりませんが、その辺のことがきれいにクリアできるものであれば、それはそれでいいうちの町にとってはいいと思いますが、行政がそれをやるっていうことにはちょっと厳しいかなとそんな思いもしていますので、それちょっと僕の勉強不足もありますのでその辺の検討もし、勉強もしながらうちの町にとってどういういい形になるかっていうことも、ちょっと研究させていただきたいなというふうに思います。

木村議員

ありがとうございました。1番目の質問は結構でございます。

2番目にまいります。教育長に御答弁をお願いしたいと思います。町の歴史、文化、産業を体系的に学べる基準テキストの作成及びその活用についてということです。町は共同資料室、治水感謝式、戦没者追悼式など、歴史、文化、産業についての伝承、啓蒙に尽力されております。ただし、体系的に理解できる書籍がないように思われます。南幌町に新たに移住した方が理解できる基準での歴史、文化、産業の基準テキストを作成してはどうでしょうか。このごろは、共同資料室の来訪者も減少しており、また、治水感謝式、戦没者追悼式も関係者ばかりの出席で一般町民の関心も低いと感じます。新しく移住された住民もふえており、町を理解する上で良いツールになります。そして、全戸に配布、または廉価に販売して、その先には南幌町基準テキストとして検定試験を実施し、これは希望者ですけれども、合格者には合格証称号、例えば南幌町マイスターを与えることとして、南幌町内外、南幌町内外の方々、町内小・中・高校生にも挑戦してもらい南幌町を理解し南幌町のファンをふやし、移住につなげると。そして、小・中・高校生は郷土愛をそれにより深めることができ町外で活躍した後に、帰郷しやすくなるのではないのでしょうか。そこで、次の2点を伺います。

①新しく南幌を基準として、町の歴史、文化、産業を体系的に理解できる書籍テキスト作成についてはどうお考えでしょうか。

②南幌町基準テキストとして町内外の方々、小・中・高校生を対象とした検定試験を実施して、南幌町理解、ファンをふやして、それが移住につなげ、小・中・高校生に郷土愛を深め、そして将来的には原点復帰につなげるについてどうお考えでしょうか。この2点お伺いします。

議 長
教 育 長

教育長。

町の歴史、文化、産業を体系的に学べる基準テキストの作成及び活用についての御質問にお答えします。先人の開拓の苦勞を偲び、町の歴史や文化に誇りと愛着を持って後世に伝承していくことは、現在を生きる者の務めであり、そのためには資料、書籍の充実や学習機会の創出が重要であると考えます。1点目の御質

問については、町で発行している百年史を公共施設の情報コーナーに配架しているほか、生涯学習センター図書室では、町の歴史や文化、産業を体系的にわかりやすく学習できる小学生向けの社会科副読本をはじめ、各郷土資料や書籍などの専用コーナーを設けており、これらの活用を図ることや郷土資料室を見学いただくことにより、新しい住民の方も町について学ぶことができるため、新たな書籍やテキストを発行する考えはありません。

2点目の御質問については、小学校では、3・4年生の授業における社会科副読本の活用とあわせて、郷土資料室の社会見学を取り入れ、町の歴史を学び、郷土愛の醸成に向けた取り組みを行い、中学校では、キャリア教育を通じて地域産業への理解を深めています。また、現在、実施しているあそびの達人特別教室やふるさと南幌みらい塾、さわやかカレッジなどの各社会教育事業において、郷土史などに関連する講座を充実することで、町への理解や郷土愛を一層深めていくことができるものと思われるため、検定試験の実施は考えはございません。

議長
木村議員
(再質問)

10番 木村 修治議員。

ご当地検定、今全国的にもいろいろあります。北海道はどうだろうかということインターネットで調べますと出てきますね。12ぐらい出てきました。例えば、旭川大雪観光文化検定試験、それから江別まち検定、小樽案内人検定試験、くしろ検定、札幌シティガイド検定、十勝の観光文化検定、道産子検定、函館いかマイスター検定、函館歴史文化観光検定、これは函館検定といっているらしいですが、それと北海道観光マスター検定、北海道フードマイスター検定、北海道学検定、全部で12ありました。その中で、一番近いなと思った江別まち検定というのがありまして、それをクリックしますとこう書いてありました。その目的ですけれども、まち検定とは札幌市に隣接し石狩平野のほぼ中央に位置する江別市の歴史、観光、自然、暮らしなどを問う当地検定です。道内でも開拓の歴史が深く、名所・名跡が数多くあり、緑あふれる自然、高品質な農業など魅力ある資源に溢れ、ふるさと江別の魅力を再発見、再確認していただきたいと願って検定を実施します。検定を通してもっと江別を知りたい、もっと江別を好きになってほしいと、江別が大好きな人々と活力ある江別まちづくりをしていきたい、そんな願いが込められております、ということでした。この文書一読して覚えました。江別市を南幌町に変えたらそれ全部使えるなど思いました。実際に、江別まち検定とはどんなことをやっているのかということですので、こう書いてありました。学歴、年齢、性別、国籍等の制限はない。そして、上級は初級の合格者または併願者だと。上級も初級も一緒に合格できるということですね。受験料は1,000円だと。初級は江別市の地理、自然、歴史、産業、文化生活、それを4択50問で60分。上級も同じなんですけれどもやはり歴史、自然、地理、自然、歴史、産業、生活文化、4択及び穴埋め等で、やはりこれも50問で60分ということでした。そしてそのテキストブックがあると、江別まち検定テキストブックということで、それどこにあるのかと思ったら江別市役所、江別河川防災センター、江別市立病院、TSUTAYA上江別店で販売中だと、これ500円だそうです。まあ、確かに安いなと思って、昨日それを買いに行ったんです。それは江別市の地下の売店で売ってますと言われて行きました。そしたら、これ500円でした。ついでにまち検定の受験案内書もいただいてまいりました。今年は11月の4日にあるそうです。内容をパラパラ見ますと、何かどっか似ているなど思ったらうちのあれに似ている。広報、最近6月から5月ぐらいから随分広報が良くなりましたね。それに若干これが似ているし、私昔、今から7年前にやった広報なんぼろの町制施行50周年の記念特集号。これは非常によくできておりまして、これあのまちづくり課の企画情報グループが作って今もありますけど、これなかなかいいですね。歴史を知るにはこれ最高だなと思います。今の教育長の質

間で気になった点があってまた再質問しますけれども、返答の中には町内外の方で町外の方が対象になっていない。今回私町内外ということで、町外の方もですね一応対象としてそういった方も、ですから先ほど言いましたようにもう全国、全世界の方も対象になるということです。だから何もあそびの達人、未来塾、さわやかカレッジ、郷土史講座、これは町内で完結されております。町外に発信で、町外の方にもこのテキストを利用してですね、そういつて受験してもらう。そういった視点が欠けている今の返答でした。今、非常に新しく作るという話ではなくて、テキストを新しくつくるっていうかソフトを新しくするとかいうんじゃないで、今までやっぱり南幌町が蓄積されたそういった内容のものがたくさんありますから、そういうものを結集してですね、ものの50ページくらいのもはそう簡単にそう難しくつくる話でもないように思って、非常に難しい話ではないんじゃないかと思えます。私が思うには規定はですね、今言いましたように既に公表されている。地理、歴史、産業、生活文化のですね関係の冊子とか書籍を利用してですね作ると。テキストはせいぜい1,000円程度ですね、500円でもやったらいいんですけども、はっきり言ってそんなに高くないし安い、そして費用的にはかからないんじゃないかな。そして、準備期間も別にことしやれとか来年やれとかというお話がございませんので、早くやったらそれはそれでいいんですけども、これ見たら問題もですね、クイズ形式で特別難しいということはないです。合格者は合格証書とか例えば合格バッジとか。それから称号を与えてそれを所有すればですね、やっぱり合格者がですねやっぱり何か自信が持てるんですね。また将来の話ですけど、例えば各行事があればその合格者には案内通知を出すとかですね、そういう形で町の行事にですね積極的に参加してもらうとか。あと一つ欠点があります。欠点はですね、やはりこれを維持していくのはですね、結構やっぱり根性がありますから、最初の1、2回はあったけど3回目が続かなかったということもありますね。だんだんと受験者が減少して継続できなくなる可能性もあるということですが、立派なものです江別まち検定は、ことし10回、いや11回目です。そういうことでありますが、今先ほどもすいません再質問長くなりましたけども、1点だけ町外の方の視点が欠けていたということですが、それについてはどうお考えでしょうか。

議長
教育長
(再答弁)

教育長。

木村議員の再質問にお答えいたします。まず町外の方と言う前にですね、最初の答弁で申し上げたように、まず町内の方にまず目を向けていただきたいと思うんですけども、町内の仮に小学校・中学校等の子供たちに関して言いますと、今、新学習指導要領が来年度から正式にスタートしてまいります。この中ではですね、主体的対話で深い学びということで今の学習にさらに英語ですとか、道徳教育、諸々入ってきて、子供たちは更に中身の濃い学習が求められてくるという状況にあります。あわせて、ぼろろ図書室においてもですね郷土資料コーナー、こちらのほうに南幌町のコーナーなんていうのがございまして、このコーナーでは町の先ほど申し上げました町史はもちろんですけども、昭和の時代からの子どもたちが使っていた副読本、これはずっと改訂版も置いております。また、郷土資料館、郷土史研究会の方々がですね、戦後50年を契機に町民100人の方に当時のことを語り部的にお話をしていただいた冊子もございまして。また、その郷土史研究会で主体的に活動していただいた、故 野崎 昭三さんがですね自費で町の歴史について単行本を発行していただいた本などもございまして。まず、こういった子どもたちあるいは町民の方々にですね、一層今の郷土資料室あるいは図書室を有効に活用いただいて、ぼろろの施設そのものが生涯学習施設の拠点として活用できるようにですね教育委員会としては努めてまいりたいというふうに思いますが、町外の方につきましては、まず、郷土資料室をごらんいただけるよ

うな方策を講じてまいりたい。今、ホームページあるいは町政要覧等ですね、いろいろとPRはしておりますけども、やはりまだどうしても足を運んでいただける機会が足りないかなと思っております。これから今、町の中でもいろんな子育て支援住宅のモデル住宅も進んでおりますし、また町内各いろんな行事等にもですねその辺のPRを図ってですね、町外の方にも足を運んでいるように進めていきたいと思っております。従いまして、先ほど申しあげましたようにですね、テキストの作成ということについては変わりはありません。以上です。

議長
木村議員
(再々質問)

10番 木村 修治議員。

それでは、すいません、再々質問させていただきます。先ほどの、先ほどと言いますか、平成30年度の評価報告書、先ほど配られた、23ページで町の歴史を伝える貴重な資料の保存、継承という項目のその成果課題に郷土資料室の訪問者数が減少傾向にあると、関心を深めて訪問者をふやす工夫を図る必要があると記載されておりました。その工夫の一つにも寄与するのではないかと思います。今、まち行く中学生とか小学生とかに君は長谷川 源之丞を知ってるか、という質問をして何と言うだろうと。どこか劇団の役者さんですかと言われるかもしれない。もちろん本町の恩人であり、新夕張川治水工事の完成の功労者ですし、初代の公選の村長でもありましたし、戦後の町議会議長の最初の議長でありますから、ちょうど三好町長と側瀬議長の大先輩にあたります。庁舎の正面左側に胸像がありますが、あの人誰、という質問が多いのではないかと思います。私自身もはっきり言ってそんなに知ったのはあまり人に言えたことでありません。でも、テキストで、もし受験する人がそれが中学生、高校生、小学生も含めてですけど、試験というのは結構頑張りますからね、ここは出ますったら一読しますし理解もします。私はそういう機会がなかったら、大人になってから知った。長谷川源之丞、申しわけないと思います。やはりどうでしょうか。やはり町長、教育長も一緒ですかね。やはりだめですか。最後は変な質問になって申し訳ありません。

議長
教育長
(再々答弁)

教育長。

木村議員の再々質問にお答えいたします。議員の気持ちは十分にわかっております。その中であってですね、今、昨年度から小学校或いは中学校でですねコミュニティスクールということでそれぞれ校区、うちで言えば各1校ですから、全町内それぞれ小学校区、中学校区でコミュニティスクールを立ち上げております。この中には学校もそうですしそれから地域、保護者も皆さん入って学校をどうよくするか、あるいは子供たちにどういうことをこれから私たちが伝承しているかということもですね一つの項目としてございます。今までこれまでですね、木村議員さんが情熱を語っていただいたこと、これは非常にうれしく思っておりますので、このコミュニティスクールの中でもですね、南幌町の郷土についてより一層学べる環境を作っていきたいなというふうに考えております。以上です。

議長

以上で、木村 修治議員の一般質問を終結いたします。

●日程5 認定第1号 平成30年度各会計決算認定についてを議題といたします。

町長

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

ただいま上程をいただきました認定第1号 平成30年度各会計決算認定につきまして、提案理由を申し上げます。始めに、平成30年度南幌町一般会計の決算につきましては、歳入歳出差し引きで1億3,740万7,639円の残額となりました。主な事業としては、役場庁舎非常用発電機設置、子育て世代住宅建築費助成、障がい福祉・子育て・高齢者支援、保健衛生、農業振興、町道管理、橋梁長寿命化修繕、栄町公営住宅改修、給食センター調理備品更新などを実施し

たところでは、強い農業づくり事業、農業経営高度化促進事業を繰り越したため、繰越明許費繰越額470万6,000円を差し引くと、実質収支額は1億3,270万1,639円となります。次に、平成30年度南幌町国民健康保険特別会計の決算につきましては、歳入歳出差し引きで3,706万7,755円の残額となったところです。次に、平成30年度南幌町下水道事業特別会計の決算につきましては、歳入歳出差し引きで340万7,541円の残額となったところです。次に、平成30年度南幌町農業集落排水事業特別会計の決算につきましては、歳入歳出差し引きで54万6,893円の残額となったところです。次に、平成30年度南幌町介護保険特別会計の決算につきましては、歳入歳出差し引きで4,979万9,612円の残額となったところです。最後に、平成30年度南幌町後期高齢者医療特別会計の決算につきましては、歳入歳出差し引きで58万7,482円の残額となったところです。以上、平成30年度各会計の決算につきまして、御審議のうえ認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長 本案につきましては、平成30年度南幌町一般会計及び特別会計決算審査意見書として、監査委員より意見が付されておりますので、局長に朗読させます。

局長 (朗読する。)

議長 監査委員からの補足説明があれば賜ります。

監査委員 角島監査委員。

それでは、まさに補足をさせていただきます。解説ではなくですね補足ということで何点か補足をさせていただきたいというふうに思っております。今回実は、平成25年の3月に監査委員に選任されてからちょうど24年度決算審査から7回目でございます。それにあたって、改めて決算審査というのは何なのかということを確認しながら決算審査を実施させていただきました。一言で言いますと、1ページの3番、ここに、審査の手続がありますが1行目の後段ですね、予算執行が適正かつ効率的に実施をされているかということと、あと書類がちゃんと決められたようにつくられているかということを中心として実施をさせていただきました。なお、前段の適正かつ効率的というのはどういうことかといいますと、予算と行政の効果をきちっと効率的にされているかということを見ていくというのが我々の役割でもありますし、逆に議員の皆さんは決算審査特別委員会の中で予算執行が適正かつ効率的に実施されているかということを決特の中で聞き取るというのが議員の皆さんの仕事です。議員の皆さんは、それを町民に自分たちが説明できるかどうかということです。その前段として正しく書類が作られているかということを確認をさせていただきました。補足説明をさせていただきますが、細かい数字よりも視点といいますか、観点と言いますか、どんなふうにものを見たというふうにお話をさせていただきたいと思っております。1ページ開いて2ページ、3ページですけれども、審査の内容の(1)の①で一般会計で、1番には歳出予算の補正内容というのがあります。ここでは8号まで増額補正をしておりますけれども、その主だったものを書いてあります。3ページの2つ目の段落ですね、ここでは減額の部分を書き出しをさせていただきます。特に、今回要素と言いましたのは、補正7号、8号で精査もしくは確定によるということで減額補正がかなりされてございます。本当に何が余ったのかという観点で審査をさせていただきました。おおむね入札減であるとか、典型的なのは後期高齢者医療事業で1,350万円の減額補正をしているんですが、これは結局費用が減ったからということですね、大きな問題になるものはないと。ただし、ふるさと応援給付金が急激に数字が落ちております。その関係の補正が非常に大きくされたというのが特徴でございます。そしてここには書いておりませんが、児童乳幼児の医療費、これもあわせて予算よりも500万円ほど減額になってますから、病気がな

かったのか、子供が少なかったのか。そういった観点で見るべきだろうというふうに思っておりますし、先ほど地域おこし協力隊の関係のお話がありました。私も興味がありますので、一応3月末時点で何をどうしたか、今後はどうするのかということは書面でA4版2枚に提出を受けてございます。今回は評価しませんという前提をつけてもらっております。半年ぐらいで評価してああだこうだというべきものではないというふうに思っておりますので、内容については監査の内容ですので詳細は申し上げません。ただ、そういうことで確認をさせていただいてるということをお話しをさせていただきたいと思えます。それから10ページまで飛びます。上のほうには、強制徴収能力のある債権、いわゆる公債権についてどういうふうに不納欠損したかという内容を書いております。最後の10ページの最後の段落で、このほか債権管理条例に基づきということでこれは既に議会の全員協議会に説明をされているわけですが、私債権ですね病院の債権は3年、それから給食センターについては2年で時効に到達いたします。ただし、私債権ですので議会が同意をしない限りは、いろんな手段を用いて回収しなきゃいけないというのが建前ですが、費用対効果いつまでそれを追っかけるのかということがありますので、これ債権管理条例を平成29年に施行していただいて、債権放棄ができるような仕組みをつくって議会に説明をされたということをお願いしておいていただきたいなというふうに思っております。次に13ページです。ここで⑤の性質別歳出の構成比の状況ということで、新しい項目がふえております。災害復旧費、投資的経費0.7%を占めるようになりました。去年の胆振東部地震で起きたその復旧に係る経費が全体の0.7%ぐらいを占めているということに記載させていただきました。次に17ページに飛びます。17ページにつきましては(5)で特別会計、1番下ですね、国民健康保険特別会計の関係でここに書いて1行目の後段から書いてますが、歳入では国庫支出金のほか、療養給付費交付金、後期高齢者交付金、共同事業交付金が道支出金に一本化され、保険税、繰入金、繰越金、諸収入と5項目ほどに整理されたということで、これ決算資料の中に整理されたものについてますけれども、がらっとやり方が変わった昨年30年の4月1日から国保が町から道に移管になりました。そのことによって、歳入歳出のあり方が変わってございます。したがって18ページも同じく歳出も1番上にありますが5項目ごとになったということで、下の表を見ていただくと歳入を見ますと、道支出金が約10倍にふえて他の項目が皆減になっておりますが、来年を見るときには道支出金だけで国庫支出金等が消えてなくなるということになります。19ページの歳出の関係についても同様でございます。国保事業納付金に一本化されて他はなくなったと、これは制度の変更でありますのでそのように御覧をいただきたいと思えます。それから27ページまで飛びます。その前26ページには、審査意見としまして、まず平成30年度の概況を書かせていただきました。おおむね、台風21号から始まって胆振東部地震、とにかく自然災害が多かったと。降雪量についても前年より60センチ多かったということを書いておりますが、これ実はですね、降り始めが遅くて降雪始めが早いんです。従って、短い期間に集中して降ったということで、2月に確か一日まるで動けない日があったと思えます。そういった、そして1億円を超えたということで、ある意味記録的な年だったということを書いております。人口動態は毎年統計的な意味合いで記載をさせていただいております。27ページ1カ所申し訳ないんですが訂正をしていただきたいと思えます。みどり野きた住まいるヴィレッジ云々と書いてある所の上の行ですね、上の2つ目の行で令和元年度は「第6期総合計画」と書いてますが、第6期総合計画ではありません。「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の誤りでございます。チェックはしていたんですが、その点お詫びを申し上げて訂正をさせていただきたいというふうに思えます。そ

れと、みどり野きたすまいるヴィレッジ関係なんです、2つ目の段落で1番目の段落では意外と高かったけどもいい結果が出てるということを書かせていただいております。なお書き以降なんです、アンケートに155名が回答し、と書きましたが、一体何人に配って155の回答があったかというのが入っていませんでしたのでそれを補足させていただきます。6月4日から10月30日の間ですね、約5カ月の間あそこに人を置いて展示をしてございます。その間に421組が来て、1,285名にアンケート、421組1,285名にアンケートを配布しております。その答えが155ということです。それで421組を1,285を421で割りますと、ちょうど3人なんです。ゼロ下2桁ぐらいちょっと数字が出てきますけども、大体親子3人で来たということですから大体そう考えれば36.8%、421組から155の回答ということで36.8%と回答があったと、1,285名で計算すると12%が回答したということなんです、そこら辺の数字をどう捉えるかということがちょっと大事です。それと、そこで5行目で「価格のハードルは思いのほか低い」と言い切っておりますが「、と思われる」ということで、付け足していただければと思います。言い切るにはちょっと厳しいかなというふうに思っております。それと、その次の移住体験住宅のことを触れてございます。移住体験住宅、平成19年度から実施して、とにかく南幌町は場所がいいということで観光拠点なんです、冬に12月と2月に2回来て最終的にこの展示場の住宅を購入された方がおられます。冬の南幌町を体験して住宅も見た、そういう意味で冬に展示した効果は大きいと思いますが、来るにはですねやはり雇用の場がないと子育てする人は仕事がないと来れません。アパートだったらいいのかもしれませんが、やっぱりどう雇用の場を確保するのかっていうのは大変大事だというふうに思っております。12時過ぎますが、よろしいですか。28ページにまいります。28ページには、公設学習塾について触れております。2つ目の段落で初期登録者小学校53名、中学生69名。この段落の最後の行に期末出席者小学生38名、15名減です。中学生19名、50名の減です。それで、最初の公設学習塾の最初の段落で書いてございますのは、充分かつ慎重な点検と取り組みが必要であると。町としては学力の底上げのためにやったはずです。じゃあ、親や子どもたちは何のために来たのか、特に中学生が減ったということは試験ですね、学校の入学試験のための学力を試しに来たのか。それとも、自分の全国順位を見に来たのか、本当に学力をつけようとしたのか、その切り分けをきちっとしてミスマッチがないのか点検をしていかないといけないうふうなというふうに思っております。それと28ページから29ページにかけて京北町の山林売却の関係を記してございます。結論から申し上げますと、やむを得ないという判断をしてございますが、内容をかなり細かくちょっとチェックをさせていただきました。29ページの上2行なんです、現況を聞き取ったところ、立木これ「たちき」と呼ばないんですね「りゅうぼく」と読みます。うち松類は松枯れ病により無価値、杉、桧、雑木はあるが京北森林組合から提出された山元流木価格見積では見積価格では181万8,000円。木材時価639万9,000円一伐採搬出費458万1,000円、その差し引きが181万8,000円です。言ってみれば6分の4です、切り出す費用が。じゃあこれが妥当なのかということを確認をさせていただきました。その前にですね、639万、640万の杉、桧の価値がそんなに安いのかということもあるんですが、京北町は北山杉の産地でございます。平成4年当時はまだまだ高い、今は実はもう床柱を建てないんですね、北山杉で床柱よりよった表面を出して演出するということなんです、実はちょっといろんな人のつてを頼って聞いたんですが、当時は北山杉の苗は1本3万円で売ってたそうです。そんなものですが、それはちょっとそんな価値は今はないということで、材木としても製材してもあ

まり価値がなく、価格は下がっているということでした。それと458万1,000円、これは一体何なのかということですが、木材の容積を産出するのに才という考え方があります。立法尺なんですね、立方メートルじゃなくて立法尺です。立法尺で15万2,688才あるというふうになってございまして、これに対して単価30円で計算をすると458万1,000円で伐採して土場、山の上で切りますから重機は入りません。チェーンソーで切って、ロープでかけて人に当たらないようにして、木を倒して枝を払って下まで引っ張り出していきます。土場と言いますけれども、トラックが入れるところまで持ってくる。そういう費用がかかっていると、最後、立方に換算すると561平米です。これは北海道ということを実は聞いてみました。そうすると、立米当たり6,000円だそうですね。それぐらいかかると。京北森林組合では才で換算した先ほど申し上げた15万2,688才、これを立方尺で割り返すと561立米という答えが出てきて、これについては8,165円、立米当りかかっておりました。これ妥当かどうかということをお聞きしたいんですが、北海道では6,000円、向こうの山の状況、現場見てみませんからわかりませんが、おおむね妥当だろう。最低賃金も含めて考えると、そんなもんだらうなというふうにお聞きしたいんですが、この判断、ここに売却の判断及び価格が妥当なものとして認められたということで、価格については今申し上げました。判断なんです、その前段で書いておられますけれども、これ以上持ってもお金がかかるだけです。場合によっては、災害の損害賠償請求でもされたらどうにもならない。非常にいい判断をしたというふうにお聞きしています。ただ、教訓として理解をしていただきたいんですが箱物ですね、こういった交流のシンボルということで、購入したことは理解はできると書いています。良いとは書いていません。ただ議会の同意を得ています。そういう格好でしてございましてそれは理解はできます。残念ながら差引き2,024万9,000円の赤字です。赤字とは支出が収入を上回ったこととございまして、残念ですがそういう数字になってございまして。結局シンボル、単にシンボリックなもの、それから遠方で自分たちで管理ができないもの、そういったものは取得することは適切ではないという教訓になったんだらうなというふうにお聞きしますので、これからの行政運営、それと議会の審議の中で一つの判断の目安として考えていただければというふうにお聞きしています。総括意見は省略をさせていただきます。以上です。

議長 場内時計で、1時15分まで休憩をいたします。

(午後12時06分)

(午後1時15分)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。先に上程されました平成30年度各会計決算認定についての取り扱いについてお諮りいたします。

9番 川幡 宗宏議員。

川幡議員 ただいま上程されました平成30年度各会計決算認定に当たりましては、議長及び議会選出の監査委員を除く9名による決算審査特別委員会を設置して本案を付託し、休会中に審査してはいかかと思っておりますので、議長よりお諮り願います。

議長 お諮りいたします。ただいま、川幡 宗宏議員からの御発言は、9名による決算審査特別委員会を設置して本案を付託し、休会中に審査するという御意見であります。そのように決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は決算審査特別委員会に付託し、休会中に審査することに決定をいたしました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の正副委員長についてお諮りいたします。

9番 川幡 宗宏議員。

川幡議員

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員長には菅原 文子議員、副委員長には本間 秀正議員の両氏を推薦いたしますので、議長よりお諮り願います。

議長

お諮りいたします。ただいま川幡 宗宏議員から提案がありましたとおり、委員長には菅原 文子議員、副委員長には本間 秀正議員との御発言であります

が、そのように決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって委員長には菅原 文子議員、副委員長には本間 秀正議員と決定をいたしました。

●日程6 認定第2号 平成30年度南幌町病院事業会計決算認定についてを議題といたします。

町長

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

ただいま上程をいただきました認定第2号 平成30年度南幌町病院事業会計決算認定につきまして、提案理由を申し上げます。病院の経営状況につきましては、昨年10月より常勤内科医師が1名となったことから、前年度に比べ、外来患者数は若干の減少となりましたが、入院患者数は大幅な減少となり、その結果、収益的収支で5,619万3,730円の純損失となったところです。以上、平成30年度病院事業会計の決算につきまして御審議の上、認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長

本案につきましては平成30年度南幌町病院事業会計決算審査意見書として、監査委員より意見が付されておりますので、局長に朗読させます。

局長

(朗読する。)

議長

監査委員からの補足説明があれば賜ります。

監査委員

角島監査委員。

お詫びを兼ねて、若干補足をさせていただきます。今朝ほど事務局のほうで一部貼り替えをさせていただきました。ばたばたとやってまして、見落としがありまして修正をさせていただきましたこととお詫びをさせていただきたいというふうに思っております。2ページ以降それぞれあるんですが、実は予算現額で作成しております。当初予算と比べると減額したもので比較しておりますので、例えば入院患者の達成率85.9というふうになっておりますが、当初、2ページの最初の①の入院・外来患者数のところで表の合計欄、予算現額2万5,373人、そして実績は2万5,029人、98.6ということで、かなり達成率がいいようにみえますけれども、先ほど町長からお話がありましたように、非常に入院患者が減ったということで、当初から2,400人ほど減員をしております。収益その他一切合切がすべてそういった格好で落ち込んだということがこの内容でございます。いちいち御説明するような状況になっておりません。というのは、下半期は常勤医師が1名になりました。そして中途からは常勤医師が若干体調を崩したということもあって、病院としてはかなり機能が低下したということは、あからさまに数字に反映をしてくるという状況になってございます。したがって9ページまで飛んでいただきたいんですが、途中経過はそんなことで、数字は当初予算とも補正後の額とも比較のしようがないということでございます。9ページは経営概況というふうにしてるんですが、ここも実は間違いがございまして、ちょっと訂正していただきたいんですが、3つ目の段落で「年度末人口で外来の患者数を除した」という2行があります。この部分をですね、二つ目の段落の4行目、「一方、患者は」っていうふうになっているところの前に入れてみると、ぐるっと囲んで矢印でそっちに持っていただければ。外来患者の評価をしたやつが、これを作ってる最中にコピペをしてですね、間違っ

てしまったということでございます。そうしないと、これ意味が通じない文章がここにあります。それと今、一方のお話をしましたが、一方のあと2行続いて2行目の後ろに常勤医師が1名となった10月以降は38%以上減少となった結果となっておりますが、なつたで丸です。ここも点検は十分したつもりなんです、見落としがあったということでお詫びを申し上げたいというふうに思います。今、記載場所を移していただくというお願いをした部分にあるんですが、患者数、外来収益では6%減少した、一番上の段落で人口を書いてございますが、この2行目の最後ですね4.8%人口が減ったんです。ところが、外来の収益は6%減った。ということは人も減ったけれども、患者さんも来ないという状況がここに数字として出てきてございます。審査意見(2)のなお書き以降です。なお、注記事項は財務諸表について会計処理基準及び手続きを開示するものであるが、平成30年度予算及び平成31年度予算に際し、経理の実態を正しく表していないため、決算書類では修正を行っている。一体何のことだということなんです、決算書のこっちのほうですね、病院会計の17ページを後ほどごらんいただきたいと思います。退職給付引当金についての記載がでございます。そこでは病院会計からお金を支出する、それともう一方この現状では病院会計からお金を支出すると、精算金等については一般会計から支出するというふうにご書いてあります。そういうふうになりました。その前はどうかっていうと、全部一般会計から出すというふうにご書いておりましたので、平成26年の予算編成から間違っていたということ。注記事項って意外と見ないところなので今回一般会計のところでお話をさせていただきましたように、改めて見直させていただいた結果出てきた誤りでございます。そういった部分も含めてお詫びを兼ねて補足をさせていただきます。以上です。

議長 　　ただいま上程されました平成30年度南幌町病院事業会計決算認定についての取り扱いについてお諮りいたします。

9番 川幡 宗宏議員。

川幡議員 　　ただいま上程されました平成30年度南幌町病院事業会計決算認定に当たりましては、先ほど設置されました決算審査特別委員会に付託し、休会中に審査してはいかがかと思っておりますので、議長よりお諮り願います。

議長 　　お諮りいたします。

ただいまの川幡 宗宏議員の御発言は、先ほど設置されました決算審査特別委員会に本案を付託し、休会中に審査するという御意見であります、そのように決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は決算審査特別委員会に付託し休会中に審査することに決定をいたしました。

●日程7 報告第5号 平成30年度決算に基づく南幌町健全化判断比率及び南幌町資金不足比率の報告についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 　　ただいま上程をいただきました報告第5号 平成30年度決算に基づく南幌町健全化判断比率及び南幌町資金不足比率の報告につきましては、平成30年度の各会計決算をもとに算定した、本町の健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものです。詳細につきましては総務課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 　　内容の説明を求めます。総務課長。

総務課長 　　それでは、報告第5号 平成30年度決算に基づく南幌町健全化判断比率及び南幌町資金不足比率の報告について、御説明を申し上げます。別途配布しております報告第5号資料をごらんください。

このことにつきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、市町村の財政状況を判断するため、健全化判断比率の算定及び公表が義務付けられており、また一定基準を超過した場合は、財政健全化計画及び財政再生計画の策定が義務付けられているものであります。それでは、平成30年度決算によります、それぞれの指数について御説明申し上げます。最初に、1健全化判断比率の(1)実質赤字比率につきましては、一般会計などを対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。下の表をごらんいただいておりますのとおり、赤字は発生しておりません。次の(2)連結実質赤字比率につきましては、全ての会計を対象とした赤字比率、または資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。これにつきましても、赤字は発生していません。次の(3)実質公債費比率につきましては、一般会計などが負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率です。特別会計並びに一部事務組合を含めたもので、過去3カ年の平均数値で表しています。本町の数値は12.7%で、起債許可基準の18%を下回っていることから、公債費負担適正化計画を策定する必要はありません。なお、過去の数値については、資料の裏面をごらんください。平成28年度は14.0%、平成29年度は13.0%です。表の数値は3カ年の平均比率であり、前年度と比較して比率が減少しています。単年度の比率については、平成28年度は13.9%、平成29年度は11.2%、平成30年度は13.1%となり、平成30年度につきましては地方債元利償還金の増加により、前年度と比較して比率が増加しています。資料の表面に戻り、(4)将来負担比率につきましては、一般会計などが将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。これは、第三セクターなども含めたもので、本町の数値は73.8%です。早期健全化基準の350%を大きく下回っています。なお、過去の数値については、資料の裏面をごらんください。平成28年度は67.5%、平成29年度は75.0%です。前年度と比較して比率が減少した理由としては、地方債の現在高及び退職手当負担見込額が減少したことによるものです。このように、本町の財政状況は、早期健全化基準及び財政再生基準以下であるため、本法律に基づく財政健全化計画及び財政再生計画の策定は不要となっています。

次に、2資金不足比率につきましては、公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率です。経営健全化基準以上となった場合は、経営健全化計画を策定する必要があります。本町の公営企業会計は、病院事業、下水道事業、農業集落排水事業の3特別会計がありますが、いずれの公営企業会計も資金不足は発生していません。そのため、資金不足比率に該当しないことから、本法律に基づく、経営健全化計画の策定は不要となっています。以上、財政健全化法に基づく、健全化判断比率等について説明をさせていただきました。本町におきましては、健全化計画等の策定にかかるすべての基準を下回っていますが、今後におきましても行財政改革を一層進め、各比率の改善に努めてまいりたいと考えています。以上で、報告第5号の説明を終わります。

議 長

本案につきましては平成30年度決算に基づく南幌町財政健全化及び健全化審査意見書として監査委員より意見が付されておりますので、局長に朗読させます。

局 長
議 長

(朗読する。)

監査委員から補足説明があれば賜ります。

(ありませんの声)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので、質疑を終結いたします。

報告第5号 平成30年度決算に基づく南幌町健全化判断比率及び南幌町資

金不足比率の報告については報告済みといたします。

日程 8 議案第 4 5 号から日程 1 0 議案第 4 7 号までの 3 議案につきまして、関連がございますので一括提案をいたします。

●日程 8 議案第 4 5 号 南幌町森林環境譲与税資金条例の制定について

●日程 9 議案第 4 6 号 南幌町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

●日程 1 0 議案第 4 7 号 令和元年度南幌町一般会計補正予算(第 2 号)

以上、一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第 4 5 号から議案第 4 7 号の 3 議案につきまして提案理由を申し上げます。初めに議案第 4 5 号 南幌町森林環境譲与税基金条例の制定につきましては、国の環境譲与税の新設に伴い、交付される譲与税を森林整備などに資する財源として基金に積み立てるため本案を提案するものです。

次に、議案第 4 6 号 南幌町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につきましては、子ども・子育て支援法等の改正に伴い、本案を提案するものです。

次に、議案第 4 7 号 令和元年度南幌町一般会計補正予算(第 2 号)につきましては、歳出では保育所運営補助事業費、南幌工業団地内道路舗装改修工事費及び幌向運河河道掘削工事費の追加、歳入では、地方特例交付金の追加、普通交付税確定並びに平成 3 0 年度繰越金確定に伴う追加が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 2, 5 1 2 万 4, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 2 億 4, 2 6 7 万 3, 0 0 0 円とするものです。議案第 4 5 号につきましては産業振興課長が、議案第 4 6 号につきましては保健福祉課長が、議案第 4 7 号につきましては副町長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
産業振興課長

内容の説明を求めます。産業振興課長。

それでは、議案第 4 5 号 南幌町森林環境譲与税基金条例について御説明申し上げます。本町における森林整備及びその促進を図ることを目的に、国から交付される森林環境譲与税の財源を基金として使用するため、必要となることから制定するものであります。条文の読み上げにより説明に代えさせていただきます。(条文を読み上げる。)

附則 この条例は、公布の日から施行する。以上です。

議 長
保健福祉課長

保健福祉課長。

それでは、議案第 4 6 号 南幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

この条例は、認定こども園や保育所及び小規模保育事業や事業所内保育事業などの運営基準について国の基準を踏まえて市町村が条例を定めているもので、この度の主な改正は、幼児教育・保育の利用者負担を無償化する措置を講じることや、食事の提供に要する費用の徴収について、さらに特定地域型保育事業者の基準の緩和の改正を行うものでございます。別途配布いたしました、議案第 4 6 号資料の新旧対照表にて御説明いたします。左側が改正後の新条例、右側が改正前の旧条例、アンダーラインの箇所が改正部分です。

第 3 条の一般原則では、「子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に

配慮された」に改めることにより、改正された子ども・子育て支援法の基本理念に基づき、経済的負担の軽減について明確にしたものです。

第5条の内容及び手続の説明及び同意では、第1項中の「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「利用者負担」を「第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改めることにより、利用申込者への同意内容のうち、保護者から受領する費用を明確にしたものです。なお、この後の改正において「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める部分につきましては、用語の整理でございますので説明を省略させていただきます。

2ページにまいります。第6条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改めます。こちらにつきましても用語の整理でございますので、これ以降における同様の改正につきましても説明を省略させていただきます。

4ページ下段にまいります。第13条では、利用者負担額等の受領について規定しており、第1項と第2項につきましては、満3歳以上の負担額を無償にするために、満3歳未満の保育認定子どもの保護者からのみ負担額を受領できるよう改正したものです。

6ページにまいります。引き続き第13条になります。第4項では、教育・保育給付に係る利用者負担額他に、教材費や行事に係る費用などを徴収できることを規定しています。第3号では、食事の提供に要する費用について規定しており、旧条例では、1号認定の認定こども園などに通っている子どもと、2号認定の保育所に通っている子どもの主食のみが対象となっていました。この度の改正により、保育所についても副食費の支払いを受ける費用となったため、アとイでは、徴収免除対象者を規定しています。アの（ア）では、1号認定の認定こども園などを利用している子どもの場合は、同一世帯の市町村民税が77,101円未満の場合。（イ）では、2号認定の保育所を利用している子どもの場合は57,700円未満と、ひとり親世帯では77,101円未満の場合と規定しています。さらに、下段のイについては、多子世帯の減免について規定しており、（ア）が1号認定の認定こども園などを利用する場合を、（イ）は2号認定の保育所などを利用する場合の減免について規定し、ウでは、保育所に通う0歳～2歳児は、食費は保育料に含まれているため、費用の受領を受ける者から除くものです。

8ページ上段にまいります。第14条では、法定代理受領による給付費等の額に係る通知等について規定しており、この度の改正では、特例施設型給付費に係るものを含まず、認定こども園や保育所等の施設型給付費のみの規定に改正されたものです。

9ページ下段にまいります。第20条の運営規程では、認定こども園や保育所などの運営について、施設の目的及び運営方針をはじめ、教育や保育の内容、職員の人数や職務、定員などを定めておくこととされています。その中で、第5号として給付認定保護者から支払いを受ける費用や支払を求める理由について、本条例の第13条に規定した内容について定めるよう明確にしたものでございます。

ページが飛び、13ページ下段にまいります。第35条では、特別利用保育の基準について規定しており、14ページの第3項の改正部分については、特別利用保育を受けた場合の利用者負担額の受領や副食に係る費用徴収を免除する者について整理しています。次の第36条の特別利用教育の基準につきましても、第35条と同様の理由による改正でございます。16ページにまいります。

第37条からは特定地域型保育事業者の運営に関する規定を定めています。特定地域型保育事業者は、本町にはございませんが、町が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として取り扱う場合のもので、小規模保育事業や事業所内保育事業がこれに該当します。第37条の利用定員については、条文の整理を行ったものです。

第38条の内容及び手続の説明及び同意については、利用者負担について、第43条に規定している支払を受ける費用に関する事項とすることにより明確にしたものでございます。17ページにまいります。

第39条 正当な理由のない提供拒否の禁止等につきましては、第2項において利用定員の総数を超える場合には、保育の必要の程度などを勘案して満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう改正するものです。なお、この条から第49条までの「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」と改めるものにつきましては用語の整理でございますので、その後の説明を省略させていただきます。

18ページ中段にまいります。第42条では、特定教育・保育施設等との連携について規定しています。特定地域型保育事業者は、認可定員や関わる職員が少人数であることから、連携施設として認定こども園や幼稚園、または保育所を適切に確保しなければならないとされているものの、地域の実情に応じて確保が困難であると認められた場合はこの限りでないとしており、この度の改正では連携施設の確保義務の緩和について改正しています。第1項では、各号において必要とされる連携内容について規定しています。19ページ中段の第2項から第5項、第8項については新たに規定しており、第2項の第1号と第2号にて代替保育の必要を要しないものについて追加することで緩和を図っています。第3項については、前項における代替保育が従来事業所以外で行われる場合についての要件を第1号、第2号で規定しています。20ページ中段の第4項では、地域型保育事業者は主に3歳未満児を対象としていることから、卒園後の受け皿になる連携施設を確保することになっていますが、確保が困難な場合には第5項の要件をもって適用しないこととする旨を規定したものです。続いて21ページ上段の第7項では、利用定員が20人以上の保育所型事業所内保育事業所では、集団保育を体験させるための機会の設定や代替保育に係る連携施設の確保を必要としないことを、第8項では保育所型事業所内保育事業所で、3歳以上の幼児を扱う事業所については、連携施設の確保義務を免除することを規定しています。

第43条の利用者負担額等の受領については、23ページ下段まで条文の整理を行ったものです。25ページにまいります。

第50条の準用につきましては、特定地域型保育事業者等について特定教育・保育施設の内容を準用するために、読み替えに係る整理を行ったものです。

次の、第51条の特別利用地域型保育の基準については、第1項から27ページ中段の第3項まで特定教育・保育施設の運営に係る基準の規定を適用するために、読み替え等の整理をしたものでございます。27ページ中段になります。

第52条の特定利用地域型保育の基準につきましては、3歳以上の子どもに地域型保育を提供する場合の基準について規定しており、28ページの第3項では第43条に規定している利用者負担額等の受領についてを適用するために読み替えを行ったものでございます。28ページ下段になります。

附則として第2条の特定保育所における特例については、第13条の利用者負担等の受領についてを適用するため、読み替えを整理したものでございます。29ページの中段になります。

旧条例の第3条につきましては、3歳以上の給付認定子どもの利用者負担額の無償化に伴い削るもので、これに伴い旧条例の第4条が第3条に繰り上がります。31ページにまいります。

第4条の連携施設に関する経過措置につきましては、3歳以上の幼児を対象としている事業所を除く、特定地域型保育事業者における連携施設の確保に係る経過措置を5年から10年に延長するものです。

附則として、この条例は令和元年10月1日から施行する。以上で、議案第4

議 長
副 町 長

6号の説明を終了いたします。

副町長。

それでは、議案第47号 令和元年度 南幌町一般会計補正予算（第2号）の説明を行います。

初めに歳出から説明します。15ページをごらん下さい。

2款総務費1項3目財産管理費、補正額5,675万1,000円の追加です。財産管理経費25節積立金で、平成30年度繰越金の確定により、地方財政法第7条の規定に基づき繰越額の2分の1の額を財政調整基金に、また森林環境譲与税として譲与された額を新たに創設した森林環境譲与税基金に、それぞれ積み立てるものです。

3款民生費1項2目障がい者福祉費、補正額254万円の追加です。障がい者福祉経費で、障がい者福祉システム改修に係る経費、並びに平成30年度自立支援医療給付事業費等の確定による過年度返還金です。

3目老人福祉費、補正額37万7,000円の追加です。老人福祉経費で、高齢者保護措置業務の委託経費を追加するものです。次ページにまいります。

2項1目児童福祉総務費、補正額226万4,000円の追加です。児童福祉総務経費で、平成30年度障がい児支援給付事業費の確定による過年度返還金です。

3目保育所費、補正額996万8,000円の追加です。保育所等運営補助事業で、幼児教育・保育の無償化に伴う、消耗品やシステム改修等の事業円滑化に係る経費、並びに認定こども園預かり保育に係る施設等利用給付費です。次ページにまいります。

4款衛生費1項1目保健衛生総務費、補正額85万4,000円の追加です。母子保健事業で、乳幼児健診等のデータ利活用に係るシステム改修経費を追加するものです。

2目予防費、補正額20万6,000円の追加です。成人保健事業で、保健師1名が12月から産休に入るため、代替保健師の必要経費を追加するものです。

5款農林水産業費1項2目農業振興費、補正額1,098万5,000円の追加です。農業振興経費で、強い農業・担い手づくり総合支援事業として、国の融資事業による農業機械導入対象者2名に対する補助金です。

4目機場施設管理費、補正額176万1,000円の追加です。機場（基幹水利）施設管理事業で、西17号排水機場地下タンク油面計及び鉄扉の取替、西幌排水機場サッシ防護フレーム、幌向運河排水機場樋門ワイヤーの修繕を行うものです。次ページにまいります。

7款土木費2項2目道路維持費、補正額3,750万円の追加です。町道管理経費として、南幌工業団地内の道路段差を解消するための南幌工業団地4号線舗装改修及び幌向運河河道掘削工事を行うものです。

8款消防費1項1目消防費、補正額173万5,000円の追加です。南空知消防組合負担金事業として、消防団員用防寒衣及び救助能力向上資機材の更新を行う経費を追加するものです。

9款教育費5項1目保健体育総務費、補正額18万3,000円の追加です。子ども体力向上事業で、柔道少年団が東京都で開催される全国大会に出場するため、経費の一部を助成するものです。

続きまして、歳入の説明をいたします。11ページをごらんください。2款地方譲与税3項1目森林環境譲与税、補正額39万円の追加です。国から森林環境税の一部が譲与されるもので、北海道の試算を基に計上するものです。

10款地方特例交付金1項1目地方特例交付金、補正額310万6,000円の追加です。地方特例交付金の確定によるものです。

2項1目子ども・子育て支援臨時交付金、補正額960万8,000円の追加です。幼児教育・保育の無償化に係る地方の負担分が交付されるものです。

11款地方交付税1項1目地方交付税、補正額3,098万7,000円の追加です。普通交付税の確定によるもので、本年度の普通交付税確定額は19億8,098万7,000円となり、昨年度の交付額より2,098万6,000円の増となったところです。次ページにまいります。

13款分担金及び負担金2項1目民生費負担金、補正額459万4,000円の減額です。国の幼児教育・保育の無償化に伴い、いちい保育園の保育料を減額するものです。

15款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金、補正額101万7,000円の追加です。子育てのための施設等利用給付費負担金で、認定子ども園の預かり保育給付費に対する負担分です。

2項2目民生費国庫補助金、補正額869万6,000円の追加です。1節では障がい者総合支援事業費補助金として、消費税率の引き上げによる報酬改定のシステム改修費として、2節では幼児教育・保育の無償化に伴う事業負担分が補助されるものです。

3目衛生費国庫補助金、補正額56万9,000円の追加です。歳出で説明しました、乳幼児健診等のデータ利活用に係るシステム改修費用が補助されるものです。次ページにまいります。

16款道支出金2項4目農林水産業費道補助金、補正額1,098万5,000円の追加です。強い農業づくり（経営体育成）事業として、歳出で説明しました農業機械導入の補助金額と同額です。

18款寄附金1項1目一般寄附金、補正額22万円の追加です。一般寄附金として、第15区 松田 憲明様、第8区 小林 暢徳様より、それぞれ10万円、その他匿名で3万円のご寄附をいただいたものです。

19款繰入金1項1目財政調整基金繰入金、補正額6,628万9,000円の減額です。財源調整を行うものです。

20款繰越金1項1目繰越金、補正額1億1,270万1,000円の追加です。平成30年度繰越金の確定によるものです。次ページにまいります。

22款町債1項3目農林水産業債、補正額390万円の追加です。南幌向揚水機場排水導水路土砂撤去工事が起債対象となったため追加するものです。

4目土木債、補正額2,000万円の追加です。幌向運河河道掘削工事に係るものです。

7目臨時財政対策債、補正額617万2,000円の減額です。令和元年度地方交付税確定によるものです。

以上、歳入歳出それぞれ1億2,512万4,000円を追加し、補正後の総額を62億4,267万3,000円とするものです。

次に、第2表地方債補正の説明を行います。6ページをごらん下さい。地方債の追加です。南幌向揚水機場排水導水路土砂撤去事業、並びに幌向運河河道掘削事業の2事業を追加するものです。限度額、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。次ページにまいります。

地方債の変更です。臨時財政対策債の補正前の限度額1億900万円を、補正後の限度額1億282万8,000円に変更するものです。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は変更ありません。以上で、議案第47号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑に当たりましては議案ごとに行います。

初めに、議案第45号 南幌町森林環境譲与税基金条例の制定についての質疑

を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第45号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第46号 南幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので、議案第46号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第47号令和元年度南幌町一般会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第47号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本3議案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思います
が御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。採決に当たりましては議案ごとに行います。

議案第45号 南幌町森林環境譲与税基金条例の制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第46号 南幌町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第47号 令和元年度南幌町一般会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程11 議案第48号 令和元年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第48号 令和元年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第2号)につきましては、歳出では基金積立金及び国庫支出金等精算金の追加、歳入では基金繰入金金の減額、平成30年度繰越金確定に伴う追加が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,326万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9,880万9,000円とするものです。詳細につきましては保健福祉課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
保健福祉課長

内容の説明を求めます。保健福祉課長。

それでは、議案第48号 令和元年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第2号)の説明をいたします。

初めに歳出の説明をいたします。8ページをごらんください。

5款基金積立金1項1目介護給付費等準備基金積立金、補正額899万3,0

00円の追加でございます。25節積立金899万3,000円の追加。財源調整を行うものでございます。

6款諸支出金1項2目償還金、補正額 3,426万9,000円の追加でございます。23節 償還金利子及び割引料で国庫支出金等精算金3,426万9,000円の追加。平成30年度の介護給付費並びに地域支援事業費の国・道・支払基金負担分の精算による返還金でございます。返還金の内訳につきましては、国費が1,258万4,111円、道費が747万838円、支払基金が1,421万4,006円でございます。

次に歳入の説明をいたします。7ページをごらんください。

6款繰入金2項1目介護給付費等準備基金繰入金、補正額453万7,000円の減額。1節介護給付費等準備基金繰入金453万7,000円の減額。財源調整を行うものでございます。

7款繰越金1項1目繰越金、補正額4,779万9,000円の追加でございます。1節繰越金、平成30年度繰越金の確定によるものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ4,326万2,000円を追加し、補正後の総額を7億9,880万9,000円とするものでございます。以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第48号 令和元年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本日予定をしておりました全ての議案審議が終了いたしました。

決算審査特別委員会の審査が終了するまで休会といたしたいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって決算審査特別委員会が終了するまで休会といたします。

御苦労さまでした。

(午後 2時10分)

議長 おはようございます。去る9月6日より決算審査特別委員会のため休会となっておりましたが、令和元年第3回南幌町議会定例会をたゞいまより再開いたします。

本日の出席議員数は11名でございます。

直ちに本日の会議を開きます。

●日程12 議案第49号 南幌町印鑑条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 たゞいま上程をいただきました議案第49号 南幌町印鑑条例の一部を改正する条例制定につきましては、住民基本台帳法施行令等の改正に伴い、本案を提案するものです。詳細につきましては、住民課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。住民課長。

住民課長 それでは、議案第49号 南幌町印鑑条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

本条例の改正については、住民基本台帳法施行令が一部改正され、婚姻などにより氏に変更があった方につきましては、本人からの申請により住民票の記載事項に旧氏が併記できるようになることに伴い、印鑑登録証明書においても同様に、旧氏の併記が可能となることから、本条例の一部を改正するものであります。

それでは別途配布しました、議案第49号資料新旧対照表をごらんください。左側が改正後、右側が改正前でございます。アンダーラインの箇所が改正部分でございます。

まず、第2条につきましては文言の整理を行うものでございます。

次の、第3条第2項は、登録印鑑の制限の規定で、住民基本台帳に記録される事項の中に旧氏の事項を追加するものでございます。

続きまして、下段から次ページにかけてごらんください。第6条は、印鑑登録原票の登録事項に関する規定で、第1項第4号は、登録事項に旧氏に関わる事項の追加、第2項は文言の整理を行うものでございます。

続きまして、第14条第2項は、印鑑登録のまつ消の規定で、印鑑登録まつ消事由である、氏名の変更の中に旧氏の変更があった者を含めるとするものでございます。

次の、第15条第3項につきましては、文言の整理でございます。次ページになります。

最後に、附則でございます。この条例は、令和元年11月5日から施行する。

以上で、議案第49号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第49号 南幌町印鑑条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程13 議案第50号 教育委員会の任命についてを議題といたします。局長に朗読させます。

局 長
議 長
町 長

(朗読する。)

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

ただいま上程をいただきました議案第50号 教育委員会委員の任命につきましては、現委員であります久保 康則氏の任期が満了となるため、久保 康則氏を再任いたしたく提案するものです。任命につきまして御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長

お諮りいたします。本案につきましては人事案件でございます。この際質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第50号 教育委員会の任命については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

●日程14 発議第15号 総務常任委員会、産業常任委員会、議会運営委員会所管事務調査についてを議題といたします。

3委員会の所管事務調査につきましては、定例会ごとの承認案件でございます。

提案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

町 長

●日程15 報告第6号 株式会社南幌振興公社経営状況報告についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

ただいま上程をいただきました報告第6号 株式会社南幌振興公社経営状況報告につきましては、平成30年度における経営状況の報告です。内容につきましては、振興公社専務が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
振興公社専務

内容の説明を求めます。振興公社専務。

ただいまより、株式会社南幌振興公社の平成30年度経営状況の説明をさせていただきます。資料1の業務報告について要点を御説明させていただきます。営業の概要、実績については、3ページの表をごらんください。表1の南幌ゴルフ場の4月から11月までの入場者数と売上額を前年度と対比させています。表の下の計欄をごらんください。入場者数は2万9,243人で前年度に比べ2,132人、6.8%の大きな減少となりました。年間計画の3万1,200人より1,957人下回りました。総売上額は1億1,189万3,674円で前年度に比べ609万9,249円、5.2%の減額となりました。平成30年度の積雪は3年続けて少なく、4月6日に練習場と西南コース、4月14日北コース、各コースともに良好な状態でオープンすることができました。4月は例年並みに営業できましたが、5月からは毎月長雨が続き思うような営業ができない状況が続きました。特に8月は降雨日が18日間もあり、集客に大きく影響しました。9月は台風21号による倒木被害230本、翌日の北海道胆振東部地震による停

電、断水、燃料不足により3日間のクローズ。再開後もしばらくはゴルフを控える傾向が続きました。倒木の処理は外注せずにコース管理で徐々に進めていて現在も補修中です。11月は天候の崩れが少なく初雪の遅さにも助けられ順調に営業ができ、23日の降雪をもって今シーズンの営業を終了しました。表2は入場者数とコース売上の計画と実績を比較しています。コース客単価、計画では3,360円でしたが、実績は3,410円となっています。

4ページをごらんください。表3は、練習場の売上額を前年度と比較したものです。前年度を14万2,321円、1.2%上回りました。二期続けての1,000万を超えるのは、平成11年以来となります。練習場も雨の影響を受けますが、天候回復とともにお客様が来場されます。定期的なレンジボールと打席マットの更新が好評の一因となっています。表4は売上額の内訳になります。

次に5ページから12ページは、決算報告書です。貸借対照表、損益計算書について、要約版で御説明させていただきます。13ページをお開きください。補助資料1の貸借対照表の資産の部について、流動資産は前期に比べ129万5,256円、5.6%減額しています。有形固定資産は前期に比べ524万7,439円、5.3%減額しています。資産合計は556万379円減額、0.8%の減少となっています。減価償却が主な減額の要因です。次に下の表、貸借対照表の負債資本の部です。流動負債は前期に比べ23万1,455円、6.7%の減額となっています。未払消費税分が主な減額の要因です。固定負債の長期借入金償還額分が減額しています。資産合計から負債合計を差し引いた純資産合計は5億7,240万3,658円となり、当期純利益分が増額となっています。

次に14ページをごらんください。損益計算書について御説明いたします。Aの売上高は1億1,189万3,674円、前期に比べ609万9,249円、5.2%の大きな減額となっています。Bの売上原価は前期に比べ572万9,776円、5.7%の減額となっています。Cの売上総利益は1,644万9,481円、前期に比べ36万9,473円、2.2%の減額となっています。Dの一般管理費は1,999万8,385円、前期に比べ382万4,073円、23.6%の増額になっています。これは主に専務取締役への退職慰労金分です。Eの営業利益は354万8,904円の損失となっています。Fの営業外収益は703万7,542円、前期に比べ440万3,000円、167.1%の増額となっています。主な増額分は経営者保険の解約戻金です。Gの営業外費用は171万2,260円、これは借入金支払利息です。Hの経常利益は177万6,378円となりました。Mの当期純利益は117万1,076円、前期に比べ4万468円、3.3%の減額となっています。次に経費面の特徴的な事柄について御説明いたします。表の下段、◎B、当期原価をごらんください。原価合計は9,529万6,800円、前期に比べ573万228円、5.7%の減額となっています。今期売上の大幅な落ち込みが予想されたため、管理経費の削減を徹底して行いました。表の下段、◎D販売費をごらんください。販売費及び一般管理費は固定経費的な項目なのですが、今期は382万4,073円の増額となっています。これは専務取締役への退職慰労金などが主な増額分となっています。

次に2ページにお戻りください。長期借入金の償還状況についてですが、平成25年度に南幌町の損失補償を受け、長期借入金の借りかえを行っており、その償還状況について記載しています。平成30年度は計画どおり650万円の償還を行っています。

次に11ページをお開きください。個別注記表3の(4)当期の株主配当の扱いについてですが、今期、天候不順、自然災害による営業不振、辛うじて当期純利益が117万1,076円となりましたが、経費貯蓄を切り詰めて借入金償還に充てている現状のため、6月の株主総会で承認をいただき、配当は見合わせる

ことにいたしました。

次に15ページから補助資料2として、道内空知管内のゴルフ場入場者数、河川敷ゴルフ場入場者数、南幌リバーサイドゴルフ場の月別入場者数の状況を記載しておりますので、御参考としていただきたいと思います。

最後になりますが、20ページをお開きください。令和元年度の業務計画、営業方針を記載しています。従来のサービスに加え、新たに予約管理システムを導入し、WEB予約やメンバーズカードの発行を進め集客力の向上に取り組んでいます。本年令和元年度のオープンは練習場と西南コース4月6日、北コース13日にオープンいたしました。クローズは11月下旬を予定しております。8月までの入場者数は2万3,476人、昨年より3,892人の増加となっています。オープンから好天に恵まれ順調に入場者数を伸ばすことができた一方で、8月中旬までは雨量が少なく干ばつ状態が長期間続きコースコンディションの低下を招く現状となっていましたが、お盆過ぎからの数日間隔の雨により徐々に回復してきています。今シーズンより開始したWEBでの予約状況も入場者数割合が毎月20%前後と順調に推移しております。以上で、株式会社南幌振興公社平成30年度経営状況の報告を終わります。

議 長

説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

報告第6号 株式会社南幌振興公社経営状況報告については報告済みといたします。

ここで、説明員の入れかえのため暫時休憩をいたします。

(午前9時49分)

(午前9時50分)

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

追加日程1 議案第51号から追加日程3 報告第8号までの3議案を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって追加日程1 議案第51号から追加日程3 報告第8号までの3議案を追加いたします。

●追加日程1 議案第51号 南幌町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第51号 南幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、子ども・子育て支援法等の改正に伴い、本案を提案するものです。本条例案の改正にあたっては、去る9月6日に議案第46号として議決をいただきましたが、交付された省令に誤りがあったことから、改めて条例の一部の改正を行う必要が生じたものです。詳細につきましては保健福祉課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

内容の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長

議案第51号 南幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

この条例は、国の基準を踏まえて市町村が条例を定めており、この度は国の改正を受け、町条例を整備するものでございます。

別途配布いたしました議案第51号資料の新旧対照表にて御説明申し上げます。左側が改正後の新条例、右側が改正前の旧条例、アンダーラインの箇所が改

正部分です。

第7条第2項では、引用している児童福祉法の引用箇所を改めるものです。

第40条第2項につきましても同様の改正を行っています。

次の第14条第1項では、文言の整理を行うものです。

第50条第1項につきましても同様の文言整理を行っています。2ページにま
いります。3ページにかけての第35条第3項と第36条第3項につきましては、第13条の食事の提供に要する費用の徴収を除く者について、を適用するた
めに、条文の整理を行ったものです。

3ページ下段の第37条第1項では、字句と引用している「家庭的保育事業等
の施設及び運営に関する基準」の引用箇所、及び附則の改正に伴い整理を行った
ものです。4ページ中段にまいります。

第39条第2項では文言の整理を行ったものです。5ページにまいります。

第42条第8項につきましては、附則の改正に伴い整理するものです。6ペー
ジにまいります。

7ページまでの第51条第3項につきましては、特定教育・保育施設の運営に
関する基準を適用するために条文の整理を行ったものです。

7ページ下段から8ページにかけての第52条第3項では、第43条に規定し
ている利用者負担額等の受領についてを適用するために読み替えの条文整理を
行ったものです。

次の附則では、新条例の第3条から第5条まで、旧条例と内容の改正はござい
ませんが、国の改正と同様に条の整理を行ったものです。

附則として、この条例は、令和元年10月1日から施行する。以上で、議案第
51号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決した
いと思いましたが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第51号 南幌町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関
する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決
することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案通り可決することに決定をいたしま
した。

●追加日程2 報告第7号 平成30年度各会計決算認定審査報告について
を議題といたします。

審査報告については、決算特別委員長より報告願います。

8番 菅原 文子議員。

菅原議員

令和元年9月11日付議長宛て。決算審査特別委員長 菅原 文子。委員会審
査報告書 認定第1号 平成30年度各会計決算認定について。本特別委員会に
審査付託された平成30年度南幌町一般会計、国民健康保険特別会計、下水道事
業特別会計、農業集落排水事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特
別会計の歳入歳出決算は、審査の結果、認定すべきと決定したので、会議規則第
77条の規定により報告します。

議 長

お諮りいたします。本案につきましてはこの際質疑討論を省略し、直ちに採決
したいと思いましたが御異議ありませんか。

(なしの声)

決算審査特別委員会の審査結果は、委員長の報告のとおり認定であります。

それでは採決いたします。採決に当たりましては、起立採決を行います。

認定第1号 平成30年度各会計決算認定について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立10名、着席0名)

どうぞ御着席下さい。

賛成起立全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

●追加日程3 報告第8号 平成30年度南幌町病院事業会計決算認定審査報告についてを議題といたします。

審査報告について決算審査特別委員長より報告願います。

8番 菅原 文子議員。

菅原議員

令和元年9月11日付議長宛て。決算審査特別委員長 菅原 文子。委員会審査報告書。認定第2号 平成30年度南幌町病院事業会計決算認定について。本特別委員会に審査付託された平成30年度南幌町病院事業会計の歳入歳出決算は審査の結果、認定すべきと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議長

本案につきましてはこの際質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

決算審査特別委員会の審査結果は、委員長報告のとおり認定であります。それでは採決いたします。採決に当たりましては起立採決を行います。

認定第2号 平成30年度南幌町病院事業会計決算認定について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立10名、着席0名)

どうぞご着席下さい。

賛成起立全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

以上で、本定例会に提案されました、全ての議案審議が終了いたしました。ただいまをもって閉会したいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本定例会は、ただいまをもって閉会いたします。

御苦労さまでした。

(午前10時01分)